

○事前評価の結果の政策への反映状況

<新規事業に関する事業評価(事前評価)>

概算要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

[概算要求への反映]

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

[機構・定員要求への反映]

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

No	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
			【政策評価結果の平成23年度予算概算要求等への反映内容】
1	チーム医療実証事業(1-1-1)	<p>(事業の概要) 「チーム医療推進会議」で策定されるガイドライン(※平成22年度中に策定予定)に基づき、周術期管理、摂食嚥下、感染制御などの「チーム医療」の分野を設定し、医療機関等において、医師の包括的指示の下に行われた「チーム医療」における、①医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等の業務の安全性の検証、②疾病の早期発見・回復促進、③重症化等の予防、④医師等の業務の効率化、⑤医師等の業務負担の軽減等について実証する。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) 「チーム医療」を推進することは、在宅医療、医療機関間での連携、医療保険制度との関係など医療提供体制に関する施策全般に関わるものであり他の施策と整合性をとらなければならないことから、行政が関与する必要がある。 ②国で行う必要性の有無(有) 本事業の目的は、「チーム医療」を全国的に推進、普及していくことにあるため、国で行う必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 「チーム医療」についての安全性や効果等を実証的に検証 →定水準に達したが「チーム医療」を全国展開 →質の高い医療サービスの提供、医師をはじめとする医療従事者の業務負担軽減 →疾病の早期発見・回復促進 →国民生活の安心・安全</p> <p>(効率性の評価) 実証事業自体は医療機関等へ、各種データの集計・分析能力に優れた民間会社へ委託することで、事業を効率的に行う。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算要求:1,555百万円</p>
2	地域医療支援センター(仮称)運営支援事業(1-1-1)	<p>(事業の概要) 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に、医師が不足する病院への医師のあっせん等を行う。都道府県に設置する「地域医療支援センター(仮称)」の運営を支援する。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) 医療法において、国は地方公共団体に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するよう努めるものとされている。また、都道府県は、医療計画に基づき医師等の確保に係る施策等について取り組む必要がある。したがって、支援センターの運営は、都道府県が責任を持って取り組むべきもの、行政が関与する必要がある。 ②国で行う必要性の有無(有) ①において述べたとおり、医療法において、国は都道府県とともに、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するよう努めるものとされていること、また、医師の地域偏在の是正については、国を挙げて取り組むべき重要な施策であることから、国として都道府県の取組を支援することが必要である。</p> <p>(有効性の評価) 都道府県に設置する支援センターの運営を支援することは、 →支援センターが、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援及び医師が不足する病院への医師のあっせん等を実施 →地域医療に従事する医師の増加、定着 →医師の地域偏在の是正 するために有効であると考えられる。</p> <p>(効率性の評価) 地域医療に従事する医師のキャリア形成への不安を解消することを事業の中心に据えていることや、共通のコンテンツを有する各都道府県のホームページを運用することで求人・求職情報等を発信していくことなど、医師確保対策として効果的と考えられる事業を行うものである。 また、支援センターに専任する医師等に係る人件費、支援センター登録医師の専業に係る経費等の事業に必要と思われる最低限の費用を投入することにより、地域医療に従事する医師の増加、定着という成果に繋がることから、効果的であると考えられる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算要求:1,714百万円</p>
2	国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業(1-5-1)	<p>(事業の概要) ①肝炎診断強化事業(補助事業) 都道府県と検査機関等が委託契約を締結するなどして連携を図り、検診車の巡回等により、肝炎ウイルス検査の受検機会の増加を図る。また、受検者に対しては、肝炎ウイルスに関する正しい知識の啓発を行うとともに相談事業を実施する。 ②肝炎ウイルス検査クーポンモデル事業(補助事業) 肝炎ウイルス検査の簡便方法を検証するモデル事業として、市町村が肝炎ウイルス検査クーポン券を個別配布し、個別通知による有効性を検証し、早期発見に資する効果的な支援策を検討する。 ③多角的広報戦略事業(本名費(委託費)) 従来から実施している「リーフレット等による広報だけでなく、新聞やインターネットバナー等、人の目に触れる機会の多い媒体を使用した、より多角的・効果的な広報を実施する。 ④肝炎患者支援手帳事業(補助事業) 肝炎ウイルス検査の結果が陽性の者や治療の開始時等に、肝炎治療に関する情報などを記載するための肝炎患者支援手帳を配布する。 ⑤地域肝炎治療コーディネーター養成事業(補助事業) 肝炎に関する検査や治療方法、感染経路等の知識を有するコーディネーター(市町村保健師や産業保健に従事する者等)を養成する。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) 肝炎は、我が国最大級の感染症であり、B型・C型合わせて300万人を超える持続感染者がいると推計されており、また、適切な治療を行わないまま放置すれば、肝硬変・肝がんといったより重篤な疾患へ移行することから、その対策は急務とされている。したがって、早期発見・早期治療に資する取組は国や地方自治体を中心となって推進する必要がある。なお、一部の事業については、民間団体への委託を行う。 ②国で行う必要性の有無(有) 全国的な肝炎患者診療体制の整備により地域偏在をなくし、肝炎医療の均てん化を図るためには、国が主導となって取り組む必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 本事業は、肝炎の早期発見・早期治療が促進され、ウイルス性肝炎に由来する肝硬変・肝がん患者の減少が期待でき、有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) これまで、早期発見・適切な治療の促進という観点から、利便性に配慮した検査体制の整備や、肝炎患者診療連携拠点病院等の診療体制の整備を中心に行ってきたところであるが、今般、国民や患者に対する個別の検査受検や受診勧奨など、より積極的な介入を行うことにより、早期かつ適切な治療を促進することとし、大切な人の損失を防ぐものである。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算要求:3,853百万円</p>

1	医療情報データベース整備事業(Ⅰ-6-2)	<p>(事業の概要) 医療情報を客観的かつ網羅的に医薬品等の安全対策に活用することを目的として、大学病院等全国5か所に、電子カルテ等のデータを活用した医療情報データベースの拠点を形成し(大規模データベース)、1,000万人規模のデータの収集を目標とする。現行の計画では、まず、平成23年度、24年度の2年間で5か所の拠点を開設し、当分の間は、この5つの拠点において集中的に事業を実施する予定。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) 医薬品等の安全対策は行政が行うべき業務であり、客観的かつ公平に行うことが必要である。「レセプト情報」や「カルテ情報」等の医療情報は高度な個人情報であり、連結可能匿名化を行ったとしても医療機関内部に留めておく必要があり、実施主体は医療機関とするが、患者さんによる医療情報の使用許諾をいただくなどの手順等の倫理指針や利益相反、データの信頼性確保等の必要な指針の作成等が必要であることから、行政が関与する必要がある。 ②国で行う必要性の有無(有)及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構によって行われており、今後とも引き続き、国及び総合機構で適切に実施していく必要がある。また、全国5か所の拠点を整備していくためには、共通する倫理指針など必要な指針の策定や全国レベルでの専門家、研究者の育成、養成など、拠点のある地方自治体に任せるとはならず、国が実施する必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 大規模医療情報データベースを活用した医薬品等の安全対策政策を実施する拠点の整備は、 →正確で迅速な安全性情報の収集 →医薬品等の安全対策の充実・強化 →医薬品等の副作用等による健康被害の減少 につき有効である。</p> <p>(効率性の評価) 本事業では、医療情報の収集目標を1,000万件と定め、また、補助先を採択する際には、評価項目に年間の外来患者数、入院患者数等を入れることを予定している。この工夫により、安全対策上の評価が効率よく行われるものと期待される。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度概算要求:1,102百万円</p>
2	子宮頸がん予防対策強化事業(Ⅰ-11-2)	<p>(事業の概要) が、対策として、子宮頸がん予防ワクチンとがん検診をセットで実施することにより、子宮頸がん対策の要る効果が期待されるとともに、現在、自治体において様々な実施方法で行われていることから、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報(副反応等)を収集・分析し、標準化を図る必要があるため、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対し、必要な費用の一部を新たに助成するものである。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。 市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業の一部を国が補助することにより、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を国が一元的に収集・分析することができる。 また、長期的には、子宮頸がんによる死亡者数の減少が期待できることから、女性の健康の保持増進という一定の公益性が期待できる。 ②国で行う必要性の有無(有) がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。 本事業を国が行うことにより、市町村の財政負担を緩和するとともに、全国の市町村が子宮頸がん予防ワクチン接種事業を行う契機となることから、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。</p> <p>(有効性の評価) 子宮頸がん予防ワクチンについて、現在、様々な実施方法で行われているワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、効果的、効率的な方法を検討することを目的として補助を行い、将来の予防接種法の議論(公費助成等)へと結びつけ、ひいては、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組に資する。</p> <p>(効率性の評価) ■手段の適正性 本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。 ■費用と効果の関係に関する評価 本事業は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。 また、本事業の推進の結果、子宮頸がんによる死亡者数の減少が見込まれることから、一定の効果が期待されるものと考えられる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算要求:14,960百万円</p>
2	働く世代への大腸がん検診推進事業(Ⅰ-11-2)	<p>(事業の概要) 特定の年齢に達した方に対し、市町村が大腸がん検査キットを対象者に直接自宅に送付することにより、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築することにより、検診受診率の向上を図ることを目指し、市町村の当該事業に要する費用の一部を新たに助成するものである。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。 市区町村が大腸がん検査キットを対象者に直接送付し、がん検診の重要性を理解していただくとともに、自宅に居ながらがん検診を受診可能とする体制を構築するために要する経費の一部を補助することにより、大腸がん検診の受診率向上が図られる。 また、長期的には、大腸がんによる死亡者数の減少が期待でき、国民の健康の保持増進に寄与することから、本事業には一定の公益性がある。 ②国で行う必要性の有無(有) がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。 本事業を国が行うことにより、市区町村の財政負担を一律に緩和し、地域差なく大腸がん検診を行う契機となることから、大腸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。</p> <p>(有効性の評価) 本事業において、より多くの方々の大腸がんの早期発見を行うことにより、早期治療へと結びつけ、ひいては大腸がんによる死亡者数の減少が図られる。</p> <p>(効率性の評価) ■手段の適正性 本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。 ■費用と効果の関係に関する評価 本事業は、市区町村が行う検診事業にかかる経費の一部に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。 また、本事業の推進の結果、大腸がん検診の受診率が増加し、大腸がんに起因する死亡者数の減少が見込まれることから、一定の効果が期待されるものと考えられる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:5,505百万円</p>
3	職場における受動喫煙防止対策事業(Ⅲ-2-1)	<p>(事業の概要) <厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署> 新たな受動喫煙防止対策(事業者の業務による、全労務棟・喫煙室設置による空間分煙等)について、厚生労働省(本省)において周知用資料等を作成・配布し、都道府県労働局等を通じて周知・啓発を行うとともに、新たな受動喫煙防止対策の周知徹底を図るため、事業者に対して全国の監督署単位で説明会を実施する。また、飲食店、宿泊業等で喫煙室を設置する事業場に対し、申請・審査を経て喫煙室設置に係る費用の一部を助成する。 <委託者> 本事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問い合わせに対して、まずコンサルタント等専門家による電話対応を一元的に扱い、必要に応じて全国各地のコンサルタントが担当区域内の事業場を訪問して指導及び助言を行う。さらに、相談対応により当該事業場における問題を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげる。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) 法令に基づく新たな規制の制定であり、規制内容の説明等については、制度を担当する行政機関が行う必要がある。 ②国で行う必要性の有無(有) 労働安全衛生法に基づき受動喫煙防止対策の実施に係る事項であり、地方自治体に当該事項を担当する部署が存在しないため、国が実施する必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 職場における受動喫煙防止対策の周知・啓発、喫煙室の助成、喫煙室設置に係る相談対応により、職場における全面禁煙、分煙の推進、労働者の受動喫煙を受ける機会の減少、労働者の健康障害の防止につき有効である。</p> <p>(効率性の評価) 本事業では、指導、助言を行うに当たって実際に事業場を訪問する必要がある場合には、全国各地のコンサルタントが担当する事業場を訪問することにより、コンサルタントの移動コスト低減を図ることができるとともに、既に専門技術を有するコンサルタントを活用することにより行政が専門家を雇用するコストを省くことができる点で効率的である。さらに、相談対応により当該事業場における問題を洗い出し、喫煙室設置の助成につなげることでより、高い効率性が発揮されることが期待される。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:432百万円</p>
	職場におけるメンタルヘルス対策の促進事業(Ⅲ-2-1)	<p>(事業の概要) ○メンタルヘルス対策支援センター事業 職場における職場のメンタルヘルス対策を支援する中核的な機関として、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・適切な対応、メンタルヘルス不調により休職した労働者の円滑な職場復帰に至るまで、事業者が行うメンタルヘルス対策の総合的支援を行う。平成23年度は、事業場における職場復帰の体制づくりに対する支援について拡充する予定。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト事業 厚生労働省HPにメンタルヘルス・ポータルサイトを設置し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族に対し、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供する。</p> <p>(必要性の評価) ①行政関与の必要性の有無(有) 職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所は33.6%に留まっている(関連指標②)。また、取り組んでいない事業場においては、「専門スタッフがない(約44%)」、「取組方法が分からない(約42%)」などを理由として取組んでおらず、特に中小規模事業場における取組の促進が課題となっている(厚生労働省大企業労務統計情報部「平成19年労働者健康状況調査」)。 メンタルヘルス対策を促進させるためには、専門スタッフの確保や、取組方法の指示が必要であるが、中小規模事業場においては、経営基盤が脆弱であることから、独自の専門家の確保や外部機関による取組支援を受けるとは極めて困難であり、民間企業の自主的な取組による対策の促進には限界がある。 このため、特に、中小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の促進に関し、専門家の確保や取組方法の指示について行政が積極的に関与することが必要である。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算要求:661百万円</p>

2		<p>② 国で行う必要性の有無(有)</p> <p>地方自治体では、個々の地域住民を対象とした健康確保対策を進めている。 国は、労働安全衛生法に基づき、事業者に対し労働者の健康管理を行う義務を課しており、労働基準監督署を通じ、事業者に対して職場における体制整備等に関して指導を行っている。 職場におけるメンタルヘルス対策は、全国の事業場一律の基準として、メンタルヘルスの取組計画の作成や、担当者の選任、教育研修の実施、職場環境の改善等、職場内の体制整備を行うことにより、労働者の健康確保を進めるものであり、地方自治体が個々の住民を対象に実施する対策とは根本的に異なるものである。 また、職場のメンタルヘルス対策を促進するためには、長時間労働の削減や精神障害等による労災認定等と一体的に実施するとともに、労働基準監督署における指導と組み合わせることが必要かつ効果的であり、これらを実施している国が実施すべきものである。</p> <p>(有効性の評価) メンタルヘルス対策支援センターによる訪問支援等の充実、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供については、メンタルヘルス対策に取り組む事業場増加や労働者の健康障害の防止について有効である。</p> <p>(効率性の評価) 1 メンタルヘルス対策支援センター事業 労働基準監督署による指導を行った事業場など、さらに取組への支援が必要な事業場をメンタルヘルス対策支援センターの支援につなげるなど、指導と支援を組み合わせることで実施し効率性を高めている。 2 メンタルヘルス・ポータルサイト事業</p>	
1		<p>(事業の概要) 就職に対する準備不足等から職業訓練の受講により効果が得にくい者を対象に、民間事業者等に委託して、個別カウンセリングや生活指導等による意欲・能力の向上や職業紹介を実施する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 職業訓練の機会に恵まれなかった人々への支援は重要であるが、そのような人々を円滑に職業訓練受講に結びつけるための支援を実施する民間団体はなく、行政が関与する必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 雇用保険被保険者資格の有無や、ハローワークにおける就職活動の状況、職業訓練の応募状況等を把握した上で、一定の支援を行うことにより、訓練受講による効果が期待できる者を適切に選定し、実施する事業であるから、国が行う必要がある。</p> <p>(有効性の評価) 就職活動に対する準備不足等から職業訓練を受講できなかった者に対する支援は、対象者の就業意欲・能力の向上、職業訓練への円滑な移行等につき有効である。</p> <p>(効率性の評価) 本事業では、委託先民間事業者を一般競争入札により選定する予定であり、効率性は高いものと期待される。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度概算要求:1,106百万円</p>
2		<p>(事業の概要) 企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者に対し、民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練として「日本版デュアルシステム」を民間教育訓練機関等に委託して実施する。</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 本事業は、公共職業訓練の一環として実施するもので、職業能力形成機会に恵まれなかった者のみならず広く求職者全般の能力開発を支援することにより、公益性を有する。 ② 国で行う必要性の有無(無) 本事業は、都道府県が実施する予定</p> <p>(有効性の評価) ① 企業等における実習(OJT)と座学(OFF-JT)を効果的に組み合わせることにより、企業の即戦力志向に対応した実践的な訓練を実施。 ② 訓練修了後は、修得した実践的な能力により、企業等への就職活動を行う。 ①②の結果、求職者である訓練受講生の就職を促進する。</p> <p>(効率性の評価) 本事業では、企業内での実習(OJT)と座学(OFF-JT)を効果的に組み合わせることにより、企業の求める能力の高度化に対応した実践的な能力開発を可能とするものであり、従来の実習訓練のウエイトが相対的に低い訓練に比べ、実践的能力を付与する訓練効果は向上すると思われる。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算要求:3,103百万円</p>
2		<p>(事業の概要) 企業に対し、両立支援に関する情報提供を効果的・効率的に行うとともに、雇用管理の改善指導等を行う事業を実施することにより、企業における両立支援制度を利用しやすい環境整備の取組等を支援する。</p> <p>(1) 短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等(賞金・賞与の取扱い、代替要員の配置等)についての先進企業の取組などベストプラクティスを収集し雇用管理のノウハウを抽出・普及するとともに、期間雇用者の育児休業取得にかかるノウハウをまとめたマニュアルの普及や、両立支援アドバイザー(仮称)による雇用管理改善指導の実施等により、全ての労働者が両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図る。 (2) これまで一元化されていなかった両立支援に関するウェブサイトを整理・統合し、両立支援総合サイトとして一本化する。 (3) 「イクメンプロジェクト」を引き続き実施し、男性の育児休業の取得促進を図る(継続)</p> <p>(必要性の評価) ① 行政関与の必要性の有無(有) 育児・介護休業法第30条では、国は、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続を図るため、事業主等に対して、雇用管理その他の措置についての相談及び助言その他必要な援助を行うことができるとされており、当該規定に基づき、行政機関(国)が関与する必要がある。 ② 国で行う必要性の有無(有) 両立支援に関する雇用管理改善に関する問題は、育児・介護休業法に係る施行業務等と密接に関わり、国が行う労働行政と不可分であるため、労働行政の一環として、国が直接取り組む必要がある。</p> <p>(有効性の評価) ○ 短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等についてのベストプラクティスやノウハウの収集・普及、期間雇用者の育児休業取得に係るマニュアルの普及、両立支援アドバイザーによる雇用管理改善指導の実施、両立支援総合サイトによる情報提供 一 企業において、両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりのための具体的方法等の情報を入手、活用 一 企業において、両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備 一 労働者の仕事と家庭を両立を実現 ○ 「イクメンプロジェクト」の実施 一 男性の育児参加について社会的気運の高まり 一 各企業において、男性も両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備 一 労働者の仕事と家庭の両立を実現</p> <p>(効率性の評価) 本事業では、①短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスやノウハウの収集、普及や両立支援総合サイト等両立支援に関する情報提供を、シンクタンク等民間企業に委託することによりそのノウハウを活用して効果的・効率的に行い、②雇用管理に関するアドバイスを両立支援アドバイザー(仮称)として、都道府県労働局雇用均等室に社会保険労務士等企業への雇用管理に精通した非常勤職員を配置することにより、収集した両立支援に関するベストプラクティスやノウハウをサイト等により広く普及・周知するとともに、雇用管理の改善指導によって、個別の企業</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算要求:348百万円</p>

※ 新規事業に関する事業評価書(事前評価)については、平成21年8月28日付けで総務省へ送付している。

<継続事業に関する事業評価書(事後)>

概算要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

【概算要求への反映】

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

【機構・定員要求への反映】

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

N	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
			【政策評価結果の平成23年度予算概算要求等への反映内容】
#	在宅緩和ケア対策推進事業(1-1-1)	<p>(事業の概要) 緩和ケア、終末期医療を含む在宅医療を推進し、在宅療養患者及びその家族のQOL(quality of life(生活の質))の向上に資するため、在宅緩和ケア支援センター(機能)、在宅緩和ケア推進連絡協議会の設置、在宅緩和ケアに関する従事者研修について財政支援を行う。</p> <p>(有効性の評価) ・在宅緩和ケア支援センターを設置することで、患者・家族の療養上、日常生活上の悩みや不安の解消を図ったり、医療福祉関係者への情報提供、相談支援に寄与することが出来た。 また、普及啓発の講演会等を通じて、地域住民の在宅着取りの関心が高まった。 ・在宅緩和ケア連絡協議会を通じて、在宅緩和ケアネットワークが構築され、在宅緩和ケアに関わる関係者同士で顔の見える関係が構築され、連携が強まった。 ・在宅緩和ケア従事者研修を通じて、先進的に取り組む施設からの事例提示があり実践的な学びが得られた。</p> <p>(効率性の評価) 地域において在宅緩和ケア支援センターや連絡協議会を設置することで、患者・家族、医療福祉従事者間の連携が促進されるため、各地域の実情に応じた効率的な在宅緩和ケアの推進が期待できる。</p>	○予算要求 平成23年度予算概算要求額:0百万円
#	へき地巡回診療ヘリ運営事業(1-1-1)	<p>(事業の概要) 離島地域の住民に対し、ヘリコプターを活用した巡回診療を行う者に対し巡回診療ヘリコプターの運営に必要な経費について補助を行う。</p> <p>(有効性の評価) 事業が実施されている鹿児島県三島村・十島村(トカラ列島)の場合、内科以外の医療機関(耳鼻咽喉科等)を受診する場合はフェリーで鹿児島市に出るまでに最大1日を要し、しかも宿泊が必要になるため、往復のフェリー代と宿泊費だけで約3万円程度の出費を強いられる他、丸2日の行程を要することになる。 外海離島の住民は日常的な医療を受診する場合においてもこのように多額の費用と少なからぬ時間を必要とする場合が多く、本事業のように巡回診療の形で現地に赴いて医療を提供することは有効と考えられる。</p> <p>(効率性の評価) <手段の適正性> 鹿児島県のように、離れて点在する離島などに対する巡回診療においては、ヘリコプターの活用により、船などを活用した場合に比べ移動に係る時間を大幅に短縮することが可能になる。 <費用と効果の関係に関する評価> ヘリコプターを活用することにより無医地区等の住民が車・船による巡回診療と同等の診療を受けられる場合に比べ、医師等の拘束時間が大幅に短縮されることから、人的資源及び人件費の効率的な活用が可能になる。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、予算の効率的な活用を行うため、平成23年度予算要求より巡回診療車、巡回診療船の運営事業と統合し、より都道府県の判断を尊重する仕組みとする。 平成23年度予算概算要求額:60百万円(※統合後の額)
#	小児救急電話相談事業(1-1-1)	<p>(事業の概要) 都道府県が主体となり、地域の小児科医等による夜間・休日の小児患者の保護者等向け電話相談体制の整備を行っている。当該整備に必要な経費について都道府県に対し補助を行う。(電話相談は全国同一短番番号(≒8000)等により地域の小児科医等へ相談する。)</p> <p>(有効性の評価) 当該事業については、平成22年7月より全都道府県において実施されるなど、都道府県に実施の必要性が認識されており、また、平成20年、平成21年の8月～11月の4ヶ月間の相談件数についても、全都道府県でそれぞれ85,223件、150,435件に達している(「小児救急電話相談の実施体制及び相談対応の充実に関する研究」(平成21年度厚生労働科学研究費補助事業))。このように小児救急電話相談の体制整備は着実に進展しているものと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 当該事業の実施により、時間外の小児の軽症患者について、病院にかかることなく電話相談のみで対応できた事例も多く、また、費用についても、電話対応のための人件費、電話回線料等の事業に必要なと思われる最低限の費用を投入することにより、病院勤務の小児科医の負担が軽減されていることから、効率性であると考えられる。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:237百万円
#	医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業(1-3-1)	<p>(事業の概要) 各種医療情報システムの相互運用性を確保することで、互換性の確保及び医療機関におけるマルチベンダ化による費用負担の軽減に資するものである。</p> <p>(有効性の評価) 異なるベンダ間の各部門系システムをコンポーネント化することで、医療機関内の各システムの普及を阻害する要因である導入費用の削減効果が見込まれる。また、各ベンダにおいても自社で製造したシステムが信頼できるシステムとして一般に公表されるため、医療機関からの信頼を得ることが出来る。</p> <p>(効率性の評価) 医療情報システムの相互運用性を検証し、ユーザーとなる医療機関等による結果を公表することにより、医療機関において時間的・費用的に効率的な医療情報システム調達の実施が図られている。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:92百万円
#	医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業(1-3-1)	<p>(事業の概要) 医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報は様々な表現で入力が行われているところであり、同じ意味でも多様な表現があることから統計処理が困難となっている。そのため、臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフト開発を行うものである。</p> <p>(有効性の評価) 相互に意味論理的に関係づけたいオントロジによる医療知識基盤データベースを研究開発することにより、蓄積された医療データの解析可用性を飛躍的に向上させることが可能となる。</p> <p>(効率性の評価) 諸外国のオントロジーデータベースを導入するには、①外国語から日本語への翻訳作業が生じること、②単なる日本語訳版では、意味概念や我が国の医療現場の慣例などに必ずしも合致しないことの問題がある。我が国独自のオントロジーデータベースの開発により、より我が国に沿った、効率的に利用性の高い医療知識基盤データベースとなっている。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:161百万円

#	<p>(事業の概要) 平成16年12月に国際組織犯罪等・国際対策推進本部(本部長:内閣府官長官)にて策定された「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、生物テロによる感染症の発生・まん延を未然に防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案を第164回通常国会に提出し、継続審議となったが、第165回臨時国会で可決成立した(施行は平成19年6月1日から)。この行動計画等に伴い、特定病原体等の所持者・輸入者からの許可申請書から認可までの審査過程において、認可発行状況の管理、立入検査等の監督業務の支援、蓄積された情報の統計分析などを可能とする「病原体等管理システム」の整備を図るものである。病原体等管理システム・特定病原体等を所持・輸入しようとする者が、インターネット上で申請書・届出書をダウンロードし、申請・届け出内容を入力したファイルを厚生労働省へ提出することができ、これを受け取った厚生労働省(担当者)において、届出書データ、許可申請書データの格納・閲覧を可能とするシステム。</p> <p>(有効性の評価) 構築した病原体等管理システムにおいて、全ての病原体所持施設のデータベース化が完了し、変更事項等は随時更新され、病原体等の保管場所等が把握されている。なお、現在までのところ、本システムを活用する原因不明の感染症発生事例は確認されていない。</p> <p>(効率性の評価) 病原体等の所持者を規制し、その適正な管理体制の確立を図るために、病原体等所持施設の情報を把握・管理することは必要不可欠である。病原体等管理システムにおいては、オンライン化により、随時更新される病原体等所持施設の情報について厚生労働省と各地方厚生局とが共有でき、効率的な監督業務ができていく。一方で、本システムは、厚生労働本省と地方厚生局とを専用回線で接続し、高度なセキュリティ対策を構築している。そのため費用は、生物テロに使用されるおそれのある病原体等を所持する施設の情報漏洩、病原体等の盗取を防止し、安全を確保するためには、必要なものと考えられる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:75百万円</p>
#	<p>(事業の概要) 総労働時間の長い業種・企業系列等の中から選定した企業集団に対し、過重労働による健康障害防止等について安全衛生管理の専門家による助言指導を実施する。</p> <p>(有効性の評価) 過去の事業実施年度のいずれにおいても、本事業の参加事業場の90%以上に対して過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施しており、さらに、80%以上の事業主集団で過重労働による健康障害防止対策の改善が図られていたことから、一定の効果があったものと評価できる。他方、本事業に参加しない事業場や改善に至らなかった事業場における健康障害防止対策をどうするかが課題。 ※実績(助言・指導実施事業場数/参加事業場数) ・平成19年度:約90%(1,399/1,555) ・平成20年度:約91%(1,291/1,418) ・平成21年度:約92%(1,177/1,290) ※実績(改善した事業主集団数/参加事業主集団数) ・平成19年度:約87%(55/63) ・平成20年度:約94%(58/62) ・平成21年度:約92%(50/54)</p> <p>(効率性の評価) 事業主集団を促して助言指導等を行っており、より多くの事業場に対して改善を促すという点では、個別に行うよりも効率性が高いものと評価できる。他方、改善意欲の低い事業場等については、集団的に行う手法では効果的な改善を促すことは困難という課題がある。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行わなかった。</p>
#	<p>(事業の概要) 正社員として就職する機会を増大させるため、キャリアサポーターを配置し、事業主に対する正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人への提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援する。</p> <p>(有効性の評価) 正社員求人数については、公共職業安定所において、事業主に対して、正社員雇用のメリットを求人開拓の実施等の機会において周知を行ってきたが、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、減少している。しかしながら、非常に厳しい雇用失業情勢により求人総量が減少する中において、平成21年度の正社員求人割合(44.3%)は雇用失業情勢が悪化する以前よりも高い実績(平成18年度比+0.5%、平成19年度比+0.2%)となっている。 また、正社員求人充足率、常用求人充足率も年々増加しているところであり、非常に厳しい雇用失業情勢の中、本事業は有効だったと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 本事業は、求人者、求職者の双方に対して、それぞれ助言・勧奨等を行うものであり、手段として適正であった。 また、本事業は、求職者が正社員として就職する機会を増大させるものであり、多数の労働者の安定雇用を実現することから、当該事業を実施しなかった場合と比較して、将来の社会的コストを削減することが期待できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果等を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行わなかった。</p>
#	<p>(事業の概要) 平成18年度より全国12か所にマザーズハローワークを、平成19年度よりマザーズハローワークが設置されていない36県の中核となる都市にマザーズサロンを、さらに事業未実施の地域のうち多数の利便性が見込まれる地域の支援拠点として、平成20年度40か所、平成21年度15か所のハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国163か所の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供など、子育て女性等に対する総合かつ一貫した再就職支援を実施している。</p> <p>(有効性の評価) アウトカム指標(担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率)において、平成18年度～21年度の実績は順調に推移していることから、本事業における子育て女性等の再就職支援は着実に効果を発揮していること評価できる。</p> <p>(効率性の評価) マザーズハローワーク事業において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備し、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供などのサービスをワンストップで実施することにより、求職活動に必要な情報、ノウハウを短期間で提供することができるため、効率的かつ効果的な事業であると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:2.217百万円</p>
#	<p>(事業の概要) 「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト(IV-3-1) 70歳まで働ける企業の普及・促進に向けて、各地域で開催するシンポジウムや広報活動等を通じて先進事例の提供や気運の醸成を図るとともに、70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組み、高齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組みを一体的に行う事業を事業主団体等に委託して実施する。</p> <p>(有効性の評価) 平成21年度の本事業の実施により、委託先事業主団体の傘下において、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は事業開始時と比べ事業終了時には14.5ポイント増加、「70歳まで働ける企業」の割合は事業開始時と比べ事業終了時には11.8ポイント増加した。 平成21年度の高齢者雇用状況報告によると、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は前年比1.4ポイントの増加、「70歳まで働ける企業」の割合は前年比2.8ポイントの増加であり、本事業の取り組みには十分な効果が見られる。</p> <p>(効率性の評価) 本事業の実施により、新たに「70歳まで働ける企業」となる企業を創出するために、平成19年度においては1件あたり1,131千円、平成20年度においては1,116千円かかったのに対し、平成21年度においては1件あたり548千円となって、徐々に事業の効率化が図られている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:182百万円</p>
#	<p>(事業の概要) 都道府県が、主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関連サービスをワンストップで提供するセンター(通称:ジョブカフェ)を設置する場合において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業を民間機関等に委託して実施する。</p> <p>(有効性の評価) 事業開始から6年が経過し、若者の認知も一定程度広がっており、サービス利用者数及び就職者数ともに順調に推移している。 特に、平成20年度秋以降の急激な雇用失業情勢の悪化に伴い、正社員になることができます。フリーターとなる者が増加している中、ジョブカフェでは、ジョブカフェ相互の連携や併設ハローワークとの連携により、一人ひとりのニーズを把握しながら支援を展開している。例えば、新たに職業紹介が難しい若者に対しては、カウンセリングや各種セミナー等、就職支援を希望する若者に対しては職業紹介・合同面接会、就職後の支援を希望する若者に対しては職場定着講習会等を実施している。 これらの取組により、平成21年度のサービス利用者数は1,926,550人と対前年度比16%増、就職者数は90,380人と対前年度比6%増となっており(職業安定局調べ)、フリーターの正規雇用化に向けて一定の成果を上げており、効果的な就職支援サービスを提供できており、手段として有効である。</p> <p>(効率性の評価) ジョブカフェにおいて、若年者の職業意識形成支援や就職支援と一体となつた若者の相互交流・講習など職場定着支援の実施、同一経済圏において、産業構造等の異なる各地域のジョブカフェによるそれぞれの特性を活かしたサービスの提供等により、平成21年度のジョブカフェにおける就職者数は9,0万人と対前年度比6%増となっており、若年者の就職の実現を図るとともに、フリーターとなることを防止するために、適正な手法であると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:1,522百万円</p>

<p>若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施事業（Ⅶ-3-1）</p>	<p>(事業の概要) ハローワークの一般相談窓口就職チューターを配置し、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、担当者制により、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門機関を希望しない者については、就職チューターによりカウンセリングや対人技能トレーニングなど専門的な相談・支援を実施する。</p> <p>(有効性の評価) 当該事業は、平成19年度5局20名の就職チューターから開始し、平成21年度は10局25名に拡大して実施した。これにより、平成21年度の就職チューターによる個別支援対象者は平成19年度の実績値44人から約2.8倍の115人と期間に実績を上げている。事業には、ハローワークで求職登録を行った発達障害者を含む「その他の障害者」の新規求職登録者数の増加や、就職チューターによる各地域の専門支援機関（地域障害者職業センターや発達障害者支援センター及び地域若者移行センター等）とのネットワークの構築・連携、等が挙げられる。また、就職チューターが個別支援を実施した対象者の就職率は平成21年度32.7%となっており、ハローワークに求職登録を行った発達障害者の就職率（25.7%）と比較しても高く、効果を上げている。さらに、平成19年度から平成21年度それぞれ就職率をみると、経済不況などの影響からハローワークに求職登録を行った発達障害者全体の就職率は減少しているものの、就職チューターにより個別支援を実施した対象者の就職率は増加していることから、就職チューターによる支援が有効的に活用されていることがわかる。</p> <p>(効率性の評価) 精神保健福祉士や臨床心理士、産業カウンセラー等の経験を有する就職チューターによる地域における専門支援機関とのネットワークの構築・連携により、専門支援が必要である者については専門的なノウハウを有する支援機関への適切な誘導、専門的な支援機関による支援を希望しない者については専門知識を有する就職チューターによる個別支援がなされており、それぞれの支援機関のノウハウや特性を活かした効率的な運営が実施されている。また、相談・支援数1件当たりの費用は、年々低下しているところであり、効率的な事業の実施となっている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額：281百万円</p>
<p>「関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進」事業（Ⅶ-3-1）</p>	<p>(事業の概要) ハローワークに求職登録している障害者に対して、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者の雇用促進を図る。また、障害者雇用企業と障害者福祉施設、特別支援教育との連携を一層強化し、福祉施設、特別支援学校に対して、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進と就労支援の取組の強化を働きかけるため、就労支援セミナーの実施、事業所見学会の実施、職場実習のための事業所面接会の実施、障害者就労アドバイザーによる助言を実施している。</p> <p>(有効性の評価) 経済不況などの影響から平成19年から平成21年のハローワーク全体の障害者の就職件数が減少しているにもかかわらず、同時期内のチーム支援による就職者数は増加し、ハローワークにおける障害者の就職者数に占めるチーム支援による就職者数は年々増加していることから、チーム支援等の取組が福祉施設等を利用する障害者の就職に対し有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 障害者の求職者に対して、地域の関係機関が連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行うことにより、障害者個々の障害特性に応じたきめ細かな支援を段階的・計画的に実施することができ、マッチング機能も効果的に発揮されることから、障害者の雇用促進を効率的に高いと期待される。また、福祉施設等の利用者以外の障害者も対象とした平成20年度以降は、支援対象1人当たりの費用及び就職者1人当たりの費用が低下しているところであり、効率的な事業となっている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額：543百万円</p>
<p>年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について（Ⅶ-1-1）</p>	<p>(事業の概要) 年長フリーター等を対象に各種業界団体や民間教育訓練機関等と共同開発した訓練カリキュラム等を活用し、常用雇用の実現に有効とされる資格等必要な職業能力を習得するための職業訓練コースを実施する。</p> <p>(有効性の評価) 厳しい雇用失業情勢の影響を受け、平成21年度における就職率（指標1）については、前年度を若干下回ったものの、依然として80%以上の就職を実現している。また、訓練受講者数（指標2）についても、年々着実に増加してきたところである。これは、業界団体等の協力を受けたフリーター等の非正規労働者向けの訓練カリキュラムを開発することにより、業界のニーズに合致した適切な職業能力開発を実施している成果が現れているものと考えられ、このことから、年長フリーター等に対する職業能力開発支援として、本事業は有効であると評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 職業能力開発に関する豊富なノウハウを有する独立行政法人雇用・能力開発機構が、業界団体等の協力を得ながら業界で有用とされる資格等必要な職業能力等を踏まえた訓練カリキュラムを開発することにより、より求人ニーズに合致した職業訓練を実施できる。加えて、職業訓練の実施に当たっては、民間教育訓練機関等を活用している。このことから、費用対効果が高く、手段として効率的であると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果等を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行わなかった。</p>
<p>短時間労働者均等待遇推進等助成金事業（Ⅶ-1-1）</p>	<p>(事業の概要) 事業主及び中小企業事業主団体を対象に、パートタイム労働者と正社員の均等を考慮した評価・資格制度や正社員の転換制度を導入し、制度の利用者が出た場合に助成金を支給すること等により、パートタイム労働者の公正な待遇の確保を推進する。</p> <p>(有効性の評価) 中小企業事業主団体向け助成金については、「2回目の事業の終了時点において、均等待遇制度が導入された事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入前と比較して改善された事業所が80%以上となること」とし、「当該事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所が80%以上となること」とし目標値を上回っていることから、企業においてパートタイム労働者の均等待遇が推進され、公正な待遇の確保が着実に図られているものと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 助成金の支給を通じてパートタイム労働者の均等待遇に向けた取組に対して経済的支援が行われることにより、企業に対しては、パートタイム労働者の均等待遇への取組を誘発する効果を有するとともに、特に中小企業については、経済的負担も軽減されるため、同措置により円滑かつ効率的にパートタイム労働者の公正な待遇の確保を図ることができるものと評価できる。</p> <p>昨年の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、助成金業務や相談・援助業務等の実施において、財団法人21世紀職業財団の活用を廃止し、内容を見直した上で、都道府県労働局で実施予定。</p>	<p>○予算要求 評価結果等を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額：726百万円</p>
<p>育児・介護雇用安定等助成金（自立支援レバアップ助成金）（Ⅶ-1-1）</p>	<p>(事業の概要) 働き続けながら育児又は家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るための仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、助成金を支給する。</p> <p>(有効性の評価) 育児休業取得率については、女性は、平成17年度72.3%が平成21年度には85.6%となり、平成24年「80%以上」という目標は既に達成された。なお、平成21年度は前年度より低下しているが、景気の低迷を背景として、育児休業を取らずに復帰した女性労働者が増えたことが一因ではないかと考えられる。一方、男性は、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇する等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。しかし、依然として低い水準にとどまっており、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進が必要である。また、中小企業についても、女性の育児休業取得率が、平成15年度は企業規模300人未満で60%台であったが平成21年度には事業所規模30人以上100人未満で91.4%となる等着実に改善がみられる。一方で、育児のための短時間勤務制度の導入状況を見ると、事業所規模が500人以上で83.6%であるのに対し、30人以上100人未満で64.6%と、事業所規模による格差が見られ、更なる改善が必要である。</p> <p>(効率性の評価) 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、財団法人21世紀職業財団では労働者の雇用管理等に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し相談等の援助を実施しているところであり、あわせて助成金の説明を行うことで両立支援に取り組む事業主にコンテンツを考案するなど、効率的な運営がめられている。これらの結果、ここ数年間は育児休業取得率が増加するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的であると評価できる。</p> <p>昨年の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、助成金業務や相談・援助業務等の実施において、財団法人21世紀職業財団の活用を廃止し、内容を見直した上で、都道府県労働局で実施予定。</p>	<p>○予算要求 評価結果等を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額：1,368百万円</p>
<p>養育費相談支援センター事業（Ⅶ-6-1）</p>	<p>(事業の概要) 養育費の取り決め等に関する相談対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。</p> <p>(1)養育費相談支援事業 ・全国の母子家庭等を対象に電話・電子メール等による養育費相談を実施 ・都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち困難事例に対し、電話等による相談支援を実施</p> <p>(2)研修事業 ・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等、地域において養育費に係る業務に従事している者を対象とする研修</p> <p>(3)情報提供事業 ・ホームページ、パンフレット等による、養育費の支払いや手続き等の情報提供や周知啓発等の実施</p> <p>(有効性の評価) 養育費相談支援センターの相談件数の指標をみると、養育費を確保する母子家庭等が増加することが見込める。</p> <p>(効率性の評価) 養育費相談支援センターにおいて母子家庭等を対象に養育費相談を実施するとともに、都道府県等の母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた相談のうち、困難事例に対し相談等による相談支援を実施することにより、全国的な養育費相談対応が実施でき、効率性が高いものと期待されている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額：60百万円</p>

#	<p>生活福祉資金(要保護世帯向け不動産担保型生活資金)貸付事業(Ⅷ-2-1)</p>	<p>(事業の概要) 要保護者に対し、当該不動産を担保に生活資金の貸付を行う。</p> <p>(有効性の評価) 本貸付制度の利用が拡大することにより、扶養義務を果たさない者に対する不動産相続が防止され、社会的な不公平の是正に資するとともに、生活保護制度の適用に優先して、自助努力としての資産の活用が図られ、生活保護費の抑制に資することが見込まれる。制度運用開始以降、貸付決定件数の伸びも認められるため(平成19年度:135件、平成20年度367件)、引き続き本事業を実施していく。</p> <p>(効率性の評価) ■手段の適正性 本貸付制度は、国、都道府県及び都道府県及び都道府県社会福祉協議会の適切な役割分担の下で効率的な制度運営を行い、自助努力としての資産の活用及び扶養義務を果たさない者に対する不動産相続の防止を図り、もって社会的な不公平の是正に資するものであることから、手段として適正であるため、引き続き本事業を実施していく。</p> <p>■費用と効果の関係に関する評価 要保護者に対する毎月の貸付額は、生活保護制度内いう最低生活費程度を想定しているため、過剰な貸付を防止する効果が見込まれる。また、要保護者が所有する居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けるため、要保護者の死後に、担保に供していた不動産を処分することにより債権を回収することができ、結果として生活保護費の抑制に資する。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:2000百万円の内数</p>
#	<p>工賃倍増計画支援事業費補助金(Ⅷ-1-1)</p>	<p>(事業の概要) 障害福祉サービスを提供する事業における障害者の工賃の水準は低く、障害者が自立して生活するためには、工賃を引き上げる必要がある。本事業は、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画(工賃倍増計画)を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対して、国が補助を行うものである。</p> <p>(有効性の評価) 正社員求人数については、公共職業安定所において、事業主に対して、正社員雇用のメリットを求人開拓の実施等において周知を行ってきたが、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、減少している。しかしながら、非常に厳しい雇用失業情勢により求人の総量が減少する中であって、平成21年度の正社員求人割合(44.3%)は雇用失業情勢が悪化する以前より高い実績(平成18年度比+0.5%、平成19年度比+0.2%)となっている。</p> <p>また、正社員求人の充足率、常用求人の充足率も年々増加しているところであり、非常に厳しい雇用失業情勢の中、本事業は有効だと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) 本事業は、求人者、求職者の双方に対して、それぞれ助言・勧奨等を行うものであり、手段として適正であった。</p> <p>また、本事業は、求職者が正社員として就職する機会を増大させるものであり、多数の労働者の安定雇用を実現することから、当該事業を実施しなかった場合と比較して、将来の社会的コストを削減することが期待できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:998百万円</p>
#	<p>発達障害者支援開発事業(Ⅷ-1-1)</p>	<p>(事業の概要) 国・発達障害者施策検討委員会、地方公共団体(全国20箇所)に企画・評価委員会及び実行委員会を設置し、発達障害者支援についての先駆的な取組を通じて支援の在り方について整理を行い、発達障害児(者)、その家族、関係者(以下「発達障害児(者)等」といふ。)への有効な支援手法を開発・確立する。支援手法の開発は、発達障害児(者)等に対する支援方策をモデル事業として実施し、それを評価・分析することにより行う。</p> <p>(有効性の評価) 支援体制の整備や支援手法の開発を行う地方自治体が、着実に増加する等発達障害者の支援の充実や手法の開発・確立に本事業は有効に活用されていると考えられる。</p> <p>(効率性の評価) 発達障害者の支援手法の開発・確立を国が支援することにより、当該支援手法の普及が全国的に展開されることが期待され、全国的な支援体制の充実等を行っていく上で、効率性も高いものと期待される。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:295百万円</p>
#	<p>がん検診実施体制強化モデル事業(Ⅸ-3-1)</p>	<p>(事業の概要) がんの早期発見・早期治療に向けた効果的な手法について評価・検討するために、特定の市町村をモデル市町村として選定し、以下のがん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業に対し、国が補助を行う。</p> <p>○がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業 ・検診検査の状況把握及び医療機関への受診勧奨 ・当該市町村における受診率、要精検率、陽性反応適中度等の指標の検証 ・精度管理のための検診会の設置及び本事業の効果の分析・評価 ・以上についてのデータ管理等</p> <p>(有効性の評価) 本事業の実施により、介護予防市町村支援委員会や介護予防に関する研修会の開催回数が増加するとともに、政策効果が発現する平成18年度以降、要支援・要介護者数の増加率が大幅に減少するなど、本事業の実施によって、高齢者の介護予防・健康づくりが推進されているものと考えられる。また、本事業の実施等を通じて、前予防給付制度導入前後で要支援1相当の者1000人当たりの維持改善者数が611人から766人へと増加しているところもある。</p> <p>したがって、本事業は、高齢者の介護予防・健康づくりに関して有効な事業であったと評価できる。</p> <p>(効率性の評価) また、介護予防の推進にあたっては、各地域の特性に応じた取組を推進することが必要である。本事業においては、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、支援委員会において、地域ごとに介護予防の普及啓発に関すること、介護関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること等を当該委員会が調査・検討し、その調査・検討の成果に沿って必要な措置を講ずることとしており、効率的に介護予防の推進を図っているものと考えられる。各都道府県において、オンラインによる普及に加え、インターネットやケーブල්テレビ等を利用して普及啓発を行ったり、介護予防関連事業の実施担当者に対して、テーマを絞り込んだ研修会を開いたりしており、その自治体に適した手法で効率的に事業を効率的に実施しているものと評価できる。</p>	<p>○予算要求 本事業は平成20年度限り</p>
#	<p>がん検診従事者研修事業(Ⅸ-3-1)</p>	<p>(事業の概要) マンモグラフィ検診に従事する放射線師、撮影技師を養成するための研修事業に対して、国が補助を行う。</p> <p>(有効性の評価) 本事業により、マンモグラフィ検診に従事する放射線師、撮影技師の養成数の増加及び資質の向上が図られ、マンモグラフィ検診の機会が増加し、かつ、その精度が向上することで、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療のために有効であった。</p> <p>(効率性の評価) ■手段の適正性 本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段であった。</p> <p>■費用と効果の関係に関する評価 本事業は、都道府県等の行う研修に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的であった。</p> <p>また、本事業を通じて当該専門家の養成数の増加及び資質の向上により、マンモグラフィの有効利用が図られた。</p> <p>さらに、本事業の推進の結果、乳がん検診の受診者数・受診率が増加し、乳がんの早期発見、早期治療の推進に關して、費用に見合った一定の効果があつたと考えられる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:42百万円</p>
#	<p>要介護認定適正化事業(Ⅸ-3-2)</p>	<p>(事業の概要) 厚生労働省が各自治体からの要請に応じ介護認定審査会を訪問し、審査における基本的な考え方や判定手順などについて技術的助言を行い、その結果を取りまとめて全国の自治体に対して情報提供を行う。さらに、平成22年度は、これまで得られた知見等をもとに、要介護認定にかかる業務改善のための研修材料等を開発し、各自治体への普及を目的とした研修会を実施することとしている。</p> <p>(有効性の評価) 本事業を開始した平成19年度の軽重度変更率の地域差が20.4%であったのに対し、翌年度の平成20年度には19.2%と、前年度より1.2ポイント小さくなっており、各自治体における要介護認定の状況に係る地域差が是正されている。</p> <p>(効率性の評価) 各地域の介護認定審査会に対して、より適正な審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く情報提供している。さらに今年度は、これまで得られた知見等をもとに、各地域の介護認定審査会が自律的に適正化を推進するための研修材料等を作成・提供することとしている。取組を通じ、事業の対象でない自治体の介護認定審査会においても、要介護認定の適正化が期待されるため、効率性は高い。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:143百万円</p>

※ 継続事業に関する事業評価書については、平成21年8月28日付け総務省あて送付している。

<実績評価(事後評価)>

反映状況分類欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

【反映状況分類】

評価結果の平成22年度予算概算要求等への反映状況を以下のとおり分類した。

- ① 施策目標の終了・廃止を検討
- ② 施策目標を継続(施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討)
- ③ 施策目標を継続(見直しを行わず引き続き実施)
- ④ 施策目標を継続(施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討)

【機構・定員要求への反映】

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「-」を付した。

N	施策目標	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況		
			【政策評価結果の平成22年度予算概算要求等への反映内容】	予算への反映	機構・定員要求への反映
1	1-1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	<p>【施策の概要】 国民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等施策の概要を通して、地域全体で、発症から急性期、回復期を経て在宅等生活の場へ復帰するまで切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。</p> <p>【施策の必要性】 がん、心疾患及び脳血管疾患は死因別死亡数の第1位から第3位を占め(人口動態統計)、糖尿病等の生活習慣病を患う患者が多(患者調査)です。特にがん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の有病率についてはその緊急性に加え、症状の経過に基づき適切な対応が求められていることから、四府県に対し医療提供体制を構築することが必要です。救急医療について、第三次救急医療機関、第二次救急医療機関の充実等の提言がなされ(厚生労働省指導課長主宰「救急医療の今後のあり方に関する検討会」平成20年7月中旬取りまとめ)、周産期医療について、周産期医療対策事業の見直し、地域の実情に応じた新生児集中治療室(NICU)の整備等の提言がなされ(厚生労働大臣主宰「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」平成21年3月報告書)、小児の救命救急医療を担う医療機関の整備、小児救急集中治療室の整備等の提言がなされ(厚生労働省指導課長主宰「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」平成21年7月中旬取りまとめ)、災害派遣医療チーム(DMAT)の強化、医療施設の耐震化促進が決定され「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」平成20年度中央防災会議議決案))、へき地医療支援機構の強化等の提言がなされていることから(厚生労働省医政局長主宰「へき地保健医療対策検討会」平成22年3月報告書)、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。)の五事業に対応した医療連携体制の早急な構築が必要です。</p> <p>病院は、良質かつ適切な医療を行う場としてふさわしい状況を保つ必要があることから、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査の実施が必要で、医療法人等について、約5割が赤字経営となっている(平成20年度病院経営管理指標)ことから、医療法人等の経営の安定化について必要な規制措置等の支援策を講じていくことが必要です。病院を含む産業部門は、二酸化炭素の総体的な抑制に取り組むこととされている(京都議定書目標達成計画平成17年4月28日閣議決定))ことから、病院における地球温暖化対策を支援するため、自主行動計画に対するフォローアップの実施や必要な規制措置等を講じていくことが必要です。</p> <p>【有効性】 本施策に係るすべての達成すべき指標については、改善傾向又は前年度と同水準であり、本施策は一定程度有効と考えられる。 ※医師不足等の課題がある一方で、全都道府県において、 ・医療計画に基づく医療連携体制の構築が進み、かつ、 ・救命救急センター、総合周産期母子医療センターの機能強化が図られている。 指標上は、各種施策の効果が一定程度反映されているものと考えられる。</p> <p>一方、 ・病院の耐震化率は、平成28年度までの達成水準(78.1%)への到達を目指し、施策を推進する必要がある。 ・その他の達成すべき目標については、平成22年度においても、目標値を達成する必要がある。 引き続き、施策の有効性・効率性を高めるための工夫が必要である。</p> <p>【効率性】 医療計画制度に基づき、都道府県が四疾病五事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより、地域の実情に応じて医療機能の役割分担・連携を推進することとしているが、国が各種国庫補助等により当該地域の実情に応じた都道府県の取組を支援することから、効率的に医療連携体制の構築が進み、施策目標の達成が図られるものと考えられる。</p> <p>【総合的な評価】 本政策に係るすべての達成すべき指標について、改善傾向又は前年度と同水準であり、本施策は一定程度有効と考えられる。 一方、引き続き、施策の有効性・効率性を高めるための工夫が必要である。</p> <p>【評価結果の分類】 施策目標を継続(施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討)</p>	<p>○予算概算要求 評価結果を踏まえ、医療提供体制を整備するため、必要な予算を要求することとした。 さらに、地域医療確保のための事業等を新規施策として予算要求することとした。</p> <p>(新規) ・地域医療支援センター(仮称)運営経費 (平成23年度予算概算要求額:1,714百万円)等</p> <p>(継続) ・医療連携体制推進事業 (平成23年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):28,714百万円の内訳) (平成22年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)):30,603百万円の内訳) ・救命救急センター運営事業 (平成23年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):28,714百万円の内訳) (平成22年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)):30,603百万円の内訳) ・周産期母子医療センター運営事業 (平成23年度予算概算要求額(医療提供体制推進事業費補助金):28,714百万円の内訳) (平成22年度予算額(医療提供体制推進事業費補助金)):30,603百万円の内訳) ・へき地医療支援機構運営事業 (平成23年度予算概算要求額:293百万円) (平成22年度予算額:326百万円)等</p>	見直し・減額	○
1	1-3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	<p>【施策の概要】 医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供に寄与することを目的とする。</p> <p>【施策の必要性】 わが国におけるこれまでの医療安全対策は、関係者、関係機関、関係団体、地方自治体、国により、それぞれの役割に応じた取組が進められ、様々な施策の推進が図られてきたが、こうした関係者の努力にもかかわらず、十分な医療安全体制が確立されなかったことから、医療の安全と信頼を高めるために、より一層の医療安全対策の推進を図ることが必要となったため、有識者により構成される医療安全対策検討会において、これまでの対策の強化と新たな課題への対応について「今後の医療安全対策について」が平成17年6月に取りまとめられ、以降この報告書に基づき、各県の施策の充実強化を図ってきたところであり、今後引き続き、各県の施策を実施する必要がある。 また、近年、医療訴訟が増加の傾向にあり、医療紛争等の解決に長時間を要することから、患者直談判、医療機関の双方に大きな負担となっていることを踏まえ、医療事故における死亡の死因究明、再発防止を行う仕組みの検討や発生に起因して重度障害を負った者への速やかな補償を行うなどの産科医療補償制度の円滑な運用を進めることにより、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復につなげ、医師等が要給することなく医療を行える環境整備に資することが、早急に取組むべき課題となっている。</p> <p>【有効性】 医療の安全の確保の観点から、現在、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」について、具体的な施策を総合的に講じているところであり、参考指標においても、より充実した医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が開始当初と比べ着実に増加していることから、施策目標の達成に向けて有効であったと評価できる。</p> <p>【効率性】 事業成果への影響が発生しないことに留意しつつ、各予算の費用積算にあたっては取組内容の見直しなどをを行い、より低いコストでの実施を検討し、概算要求へ反映した。</p> <p>【総合的な評価】 医療安全の確保について、医療機関としての組織的な取組としては、参考指標においても、より充実した安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が、開始時点と比べ着実に増加していることから、一定の成果があったと評価することができる。 さらに、医療の安全性を向上させていためには、医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みが必要であり、このような新たな仕組みの構築に向けた取組を積力的に行っており、また、産科医療補償制度が平成21年1月から運用が開始され、制度加入医療機関の割合もほぼ100%となり、着実に進展していることと評価することができる。 以上のように、医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されており、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価することができる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き医療安全の効果的な取組が行えるよう平成23年度も継続して予算要求することとした。</p> <p>(継続) ・医療事故情報収集等事業 (平成23年度予算概算要求額:90百万円[平成22年度予算額:97百万円]) ・産科医療補償制度運営費 (平成23年度予算概算要求額:79百万円[平成22年度予算額:87百万円]) ・医療安全支援センター総合支援事業 (平成23年度予算概算要求額:26百万円[平成22年度予算額:29百万円])</p>	見直し・減額	-
2					

<p>3</p> <p>1-4-1 政策医療を向上・均てん化させること</p>	<p>(施策の概要) 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)について、国立高度専門医療センター(ナショナルセンター)の担う、がん、脳卒中、心臓病等の分野ごとに、施設の有する機能に応じて、診療・臨床研究・教育研修・情報発信を行うことで、効果的かつ効果的な政策医療の開発・確立及び均てん化を図る。</p> <p>(施策の必要性) ナショナルセンターは、がん、脳卒中、心臓病など、その制圧が国民的課題となっている疾病について、高度先駆的な医療技術の開発・普及、病因・病態の解明、新たな診断・治療法の開発・研究、専門的従事者の研修及び情報発信を総合的に一体的に行うための中核的機関として設置され、従来よりその研究への取り組みなどにより、政策医療の着実な推進に取り組んでいる。</p> <p>(有効性) ナショナルセンター職員の発表論文数については、平成21年度は前年度より大幅に増加し3500件以上の論文を発表している。また、研究部数が前年度より増加し、治験受入件数も前年度より大幅に増加し、平成21年度において約60年以上の治験を行っていることから、今後も、更なる増加が期待され、ひいては政策医療の確立が期待される。また、ホームページアクセス数についても毎年大幅に増加していることから、国民へ情報発信がなされており政策医療の均てん化に寄与している。</p> <p>(効率性) ナショナルセンターにおいて、高度な医療を開発・確立するため、研究開発の推進に取り組んでおり、研究成果を活かすための一環として、論文という形で発表していくことを通じて研究成果の共有などを図っており、効果的に政策医療の開発に寄与している。さらに開発された高度な医療を均てん化するため、地方の中核的な医療機関との連携を図るとともに、医療従事者等に対する研修や国民、医療従事者向け情報発信をホームページの活用により行うことで、効果的に政策医療の向上・均てん化に寄与している。</p> <p>(総合的な評価) ナショナルセンターは、高度先駆的な医療技術の開発・普及、専門的従事者の研修等を通じ政策医療の向上・均てん化を図るため、多数の論文の発表、ホームページを通じた情報発信、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上による人材育成といった取り組みを行っているところである。平成21年度において、論文発表数は大幅に増加し、ホームページへの年間アクセス数についても大幅に増加するなど、政策医療の向上・均てん化に寄与していると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算: 79, 833百万円</p>	<p>廃止</p>	<p>○</p>
<p>4</p> <p>1-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>	<p>(施策の概要) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p> <p>(施策の必要性) 平成21年4月に発生した新型コロナウイルス(A/H1N1)の対策に当たっては、以下の対応を行った。 ・海外発生当初は、感染率が低い、または不明という情報であったことから、政府として取りまとめられた「基本的対処方針」(平成21年4月28日策定)に沿って、厚生労働省では、「新型コロナウイルス対策方針」及び「新型コロナウイルス対策ガイドライン」に基づき対応。 ・5月22日の「基本的対処方針」改定をもって、「新型コロナウイルス対策ガイドライン」のそのまの適用をやめ、地域の実情などに応じた柔軟な対応を取ることとした。また、同日「医療の確保、検査、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」を策定。 ・5月19日「厚生労働大臣メッセージ」を発表し、また、同月8日に「新型コロナウイルス患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」(平成21年6月28日厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務連絡)を発表し、本格的な流行シーズンに入り、都道府県等を通じて医療提供体制の整備等を依頼した。 ・10月1日にはワクチンの接種等に関する基本的な考え方を示した「新型コロナウイルス(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」を策定し、同月19日より、国を実施主体としたワクチン接種事業を開始。 ・12月4日には、厚生労働大臣が行う新型コロナウイルス予防接種による健康被害の迅速な救済を図るとともに、必要な海外生産分の輸入を行うため副作用被害等に関する企業への国の損失補償を行うために、「新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」を制定。 今般、厚生労働省が講じた上記対策の総括を行い、今後の新型コロナウイルス(A/H1N1)の再流行時の対応及び鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の対応の見直しに活かすため、「新型コロナウイルス(A/H1N1)対策総括会議」を、平成22年3月に設置し、6月10日に報告書を取りまとめられたところであり、今般は、総括会議の提言等を踏まえ、行動計画やガイドライン等の見直しに取り組むこととなる。 予防接種については、その目的や基本的な考え方、対象疾病の範囲、詳細組織、関係者の役割分担、費用負担等について技術的な見直しの議論が必要であり、現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において有識者からのヒアリング等を進めているところ。 B型・C型肝炎ウイルス(以下、「肝炎」)は、国内最大級の慢性感染症であり、その対策は国民的課題である。肝炎は自覚症状が現れないため、肝炎ウイルスに感染していることに気がつかないまま、肝硬変・肝がん等の重い病気を発症してしまう方が多い。しかしながら、早期に適切な治療を実施すれば、肝炎の治療あるいは肝がん等への進行を遅らせることが可能である。このため、国民の健康保持の観点から、B型・C型肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期かつ適切な治療を推進することが非常に重要である。 適切な結核医療を確保するための医療費公費負担制度(入院及び通院)、保健師などが結核患者の服薬状況を確かめる直接服薬確認療法事業などは、結核の感染拡大・再発の防止や多剤耐性結核菌の発生防止に非常に有効であり、必要な対策である。</p> <p>(有効性) 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておくことで、新型コロナウイルス発生時に患者等への迅速な投与が可能となり、有効である。 予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、社会全体として高い接種率を維持することにより、国民全体の発症水準を維持することが可能となり、感染症の発生及び蔓延の防止に有効である。 結核医療費の公費負担制度は、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の確保だけでなく、感染拡大の防止にも有効である。また、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の治療を確実に行うことができるとともに、多剤耐性結核菌の発生を防ぐこともできる。有効である。</p> <p>(効率性) 新型コロナウイルスの患者等に対し迅速に抗インフルエンザ薬の投与を行うことは、患者の重症化を防止する上で効果的である。 予防接種率を向上させることにより、感染症の罹患者を減少させることができるため、国民の健康を確保する手段として効果的である。 結核医療費の公費負担制度により、結核の確実な治療や感染拡大の防止を図ることが可能であり、効果的な手段であり、効果的な手段であり、結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで、結核患者の早期治療につながり、効果的な手段であるといえる。</p> <p>(総合的な評価) 世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。また、患者の把握については、個々の発生例ではなく、集団発生を探知し、対策につなげることに重点を置いた対策を講じることとしているところである。</p> <p>こうした中で、 ・予防接種は、感染症を予防する手段として極めて重要であり、一定の感染症について、引き続き予防接種を受けられる機会の確保を図る必要がある。また、これまでの一類定期接種に係る予防接種率は、高水準で維持されており、接種は適正に実施されていると評価できる。今般は、感染症のまん延のさらなる防止のため、より積極的に接種を推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。 ・結核の罹患率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で積極的に推進されることとなり、入院の動向手続きについて、人権を尊重しつつ、より的確に入院手続きを実施することが可能となったほか、積極的疫学調査の実施や直接服薬確認療法事業など、さらなる対策の推進が可能になっているところであり、これらを引き続き実施することで今後も罹患率を減少できるものと考えることができ、評価できる。 ・抗インフルエンザウイルス薬については、平成17年度より備蓄を開始し、平成20年度には備蓄目標量を国民の23%から45%分に引き上げ、目標に向け備蓄を進めているところである。国の備蓄分については、平成21年度末にタミフル3, 000万人分、リレンザ300万人分の備蓄が完了し、目標数量に達成したところであり、適正に管理を行っているところである。国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬については、平成21年度末で目標量に到達したところだが、今般の新型コロナウイルス(A/H1N1)の発生で、十代の若年層の罹患者が多かったことや、今後のタミフル耐性ウイルスの発生に備えるため、リレンザの追加備蓄や国の備蓄についての検討が必要である。 ・肝炎対策については、平成20年度から新たに実施している肝炎総合対策も2年目となり、主な事業の実施主体である都道府県等の自治体において、早期発見・早期かつ適切な治療の推進のための制度面での対応(肝炎医療費助成制度や肝炎ウイルス検査の無料実施体制及び肝炎診療連携拠点病院及び肝炎診療連携拠点病院を中心とした地域の肝炎診療連携体制の整備)に関しては、取組の進んでいる自治体も数見られるものの、着実に進んでいる。しかしながら、未だ十分とはいえないため、引き続き、自治体に対し、肝炎ウイルス無料検査実施体制の充実(委託医療機関での実施、委託医療機関数の増加等)及び未指定都県に対する肝炎診療連携拠点病院の早期指定について、個別重点的な働き掛けを行うことが必要である。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、更なる感染症対策の充実や予防接種の推進等により、感染症の発生予防・まん延の防止を図るため、必要な予算の確保に努めることとした。 (継続) ・新型コロナウイルス対策事業 (平成23年度予算概算要求: 311百万円[平成22年度予算額: 37百万円]) ・結核対策特別促進事業 (平成23年度予算概算要求: 253百万円[平成22年度予算額: 403百万円]) ・予防接種制度改善推進補助金事業 (平成23年度予算概算要求: 39百万円[平成22年度予算額: 40百万円]) ・特定感染症検査等事業費 (平成23年度予算概算要求: 1, 927百万円[平成22年度予算額: 2, 104百万円]) ・肝炎総合対策費 (平成23年度予算概算要求: 119百万円[平成22年度予算額: 20百万円]) ・肝炎研究基金整備事業費 (平成23年度予算概算要求: 37百万円[平成22年度予算額: 36百万円]) ・感染症対策特別促進事業費 (平成23年度予算概算要求: 19, 596百万円[平成22年度予算額: 18, 859百万円]) ・特定感染症検査等事業費(肝炎分) (平成23年度予算概算要求: 1, 555百万円[平成22年度予算額: 1, 720百万円]) ・健康増進事業費(肝炎分) (平成23年度予算概算要求: 835百万円[平成22年度予算額: 921百万円]) ・肝炎等克服緊急対策経費 (平成23年度予算概算要求: 2, 191百万円[平成22年度予算額: 1, 995百万円])</p>	<p>見直し・現状維持</p>	<p>—</p>

<p>1 - 5 - 3 適正な移植医療を推進すること</p>	<p>(施策の概要) 適正な移植医療の推進を図るため、あっせん機関の体制整備や移植医療に関する知識の普及啓発等を行う。</p> <p>(施策の必要性) 移植対策は、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、「提供者(ドナー)」があって、はじめて成立するという他の医療にない特徴を有しているが、ドナー数は、移植を待っている者の数に比べると少ない状況にあり、ドナーを確保するための様々な施策(普及啓発、関係者間の連携等)を引き続き行っていく必要がある。 また、移植医療においては、移植後の公平性を確保するための第三者機関である「あっせん機関」が必要不可欠であり、その安定的な運営が求められている。</p> <p>(有効性) 臓器移植については、臓器提供意思登録システムを平成19年3月に共用開始してから年々増加し、平成21年度における新規登録者数は23,987人となっており、本事業は有効に実施されていると評価できる。 骨髄移植については、骨髄/バンク事業におけるドナー登録者数及び骨髄移植実施数は年々増加し、平成21年度末におけるドナー登録者数は357,378人、平成21年度における骨髄移植実施数は1,232件に達したことから、本事業は有効に実施されていると評価できる。</p> <p>(効率性) 臓器移植については、臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できる。 骨髄移植については、骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間(患者が骨髄/バンクに登録してから移植を受けるまでの期間)は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できる。</p> <p>(総合的評価) 臓器移植については、臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、普及が進んでいるパソコン等を使用することで手軽に登録が可能となったため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できる。 なお、平成21年度の臓器移植法改正により、国は移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう環境整備を図ることとしている。また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるようあっせん体制の整備・強化を図る。 骨髄移植については、骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間(患者が骨髄/バンクに登録してから移植を受けるまでの期間)は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できる。 しかしながら、骨髄/バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は85.1%(平成21年実績、国内患者に限る。)に達したが、骨髄移植を希望し骨髄/バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は0.0%(同上)にとどまっている。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持(リテンション)対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。 また、骨髄移植と同様の治療効果が得られる造血幹細胞移植の方法として、末梢血から造血幹細胞を採取する末梢血幹細胞移植があるが、これまでは血縁者間(骨髄/バンクを介さない)のみで実施されてきた。今後はドナーの選択数を増やすためにも、平成21年度末まで実施した薬剤の長期的安全性に係る研究結果を踏まえ、非血縁者間における末梢血幹細胞移植を骨髄/バンク事業の一環として、段階的に導入する方向で検討する。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、経費効率化等の観点より見直しを行う一方、今後も適正な移植医療を推進するため、必要な予算の確保に努めることとした。 ・臓器移植対策事業費等【平成23年度予算概算要求:1,727,121千円】 ・骨髄移植対策事業費等【平成23年度予算概算要求:1,773,181千円】 ・移植対策費【平成23年度予算概算要求:39,789千円】</p>	<p>見直し・増額</p> <p>—</p>
<p>1 - 6 - 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること</p>	<p>(施策の概要) 医薬品等の品質の確保の徹底を図るため、立入検査、不良品の回収等を行う。また、医薬品等の安全対策を推進するため、ホームページにおいて広く国民、医療関係者等へ情報提供等を行う。</p> <p>(施策の必要性) 近年、医療技術の進歩に伴い、生命工学等の様々な科学技術を利用した医薬品、医療機器等が開発され、より効果の高い医薬品や、より精密な医療機器等、市場に流通する製品も多様化、高度化していることから、製造段階や流通段階における医薬品等の品質の確保は以前にも増して重要となっており、また、立入検査、不良品回収等の回収等の監視指針により品質確保の徹底を図るとともに、副作用報告等の安全性情報の分析・評価、適切な情報提供等により安全対策を推進している。 また、医薬品及び生物由来製品は適正に使用しても副作用や感染等の予見可能性には限度があるなど、その使用に当たり、万全の注意を払い、最新の科学的知見に基づき安全対策を講じたとしても、副作用や感染等を完全に防ぐことは困難であることから、副作用や感染等によって健康被害を受けられた方々に応じて、迅速な救済を行うことが必要である。</p> <p>(有効性) 保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品等については、薬事法第77条の4の規定等により、その製造販売業者に対して、自主回収等の適切な措置を講じることを義務づけていることであり、平成21年度においては658件の自主回収が行われ、必要に応じて保健衛生上の危害を発生させるおそれのある医薬品が市場に流通することを防いでいる。 また、医薬品等は、基本的にはその身に何らかの形跡を及ぼして疾患の治療等を行うものであるため、予期しない副作用が起きることも避けられない。そこで、収集された副作用報告等の安全性情報を分析・評価し、必要に応じて使用上の注意の改訂を行っていることにより、平成21年度には、298件の医薬品等の安全対策上の措置が行われており、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させていると評価できる。 また、平成21年度の救済給付請求件数が増加していることから、積極的な広報活動の実施等により、制度の利用が進んでいることが伺われますが、一方で、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準であることから、事務処理面では一定の成果が上がっていると考えられます。</p> <p>(効率性) 監視指導業務については、自主回収を行った業者に対し、重点的に監視指導を行い、また、医薬品等の安全性に係る情報提供については厚生労働省のホームページの他に(独)医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載する等、効率的かつ効果的に医薬品等の品質確保、安全対策を推進していると評価できる。 また、医薬品副作用被害救済事業は、幅広い予算の中、平成21年度の救済給付請求件数が増加しているにも関わらず、標準的事務処理期間内に支給決定等が行われた率は、前年度同様の水準であることから、事務処理面では効率的な運営がされていると考えられる。</p> <p>(総合的評価) 必要に応じて不良医薬品の流通防止、医薬品等の安全性に係る情報提供を充実させており、また効率的に当該事務を行う取組も進めていることから、医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進していると評価できるが、年間に収集される副作用報告の件数は4万5千件にのぼり、そうした安全性情報の分析・評価を始めとした安全対策にかかる体制の充実・強化が必要と考えられる。 また、医薬品副作用被害救済事業では、医薬品による副作用及び生物由来製品を介した感染等によって健康被害を受けられた方々に対して適正かつ迅速な救済が行われることがあり、医薬品副作用被害救済事業の運営主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構では、平成22年度計画において、標準的事務処理期間内に支給決定等の70%以上を処理することを目指しつつ、さらなる迅速な処理を図ることによって、0ヶ月以内に処理する件数を前年度の10%増加させることとしている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:1,750百万円</p>	<p>見直し・増額</p> <p>—</p>
<p>1 - 7 - 1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること</p>	<p>(施策の概要) 安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正使用の推進を図る。</p> <p>(施策の必要性) 近年、献血者数は減少傾向にあり、将来にわたって血液を安定的に供給していくため、平成17年度より「献血構造改革」として、若年層、集団献血、複数回献血者に重点を置いた活動を展開している。その中でも、特に将来の献血者の減少が懸念されていることから、若年層に重点を置いて幅広く献血に関する情報を伝え、若年層への普及啓発の充実・強化を図りつつ献血の推進に取り組むものである。 また、わが国のアルブミン製剤の使用量はかつて世界生産量の1/3に達し、自国で使用する血液は自国で賄うというWHOの原則との関係において問題となったが、その後医療機関における適正使用の推進により減少傾向が見られたものの、いまだ海外に比べ使用量が多い状態が続いている。このため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第9条に基づき定められる基本方針(「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」)において、血液製剤の適正使用における安全性の向上や取組の基本的な方向が明らかにされており、これにより血液製剤の適正使用の一層の推進に取り組むものである。</p> <p>(有効性) 安定供給に必要な献血量を確保することができおり、血液製剤についても相当程度国内献血により確保されている。また、以前は大量に使用されていたアルブミン製剤の使用量が減少し、あわせてその自給率も増加しており、安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(効率性) 献血により、確保した献血量については概ね達成水準に90%を維持しており、また血液製剤使用適正化推進に係る調査研究については全てが都道府県の合同輸血療法委員会が実施するのではなく、自主的に協力を申し出た合同委員会の中で積極的な取組が見られるところに限って委託し、その調査研究結果を全国的に共有することにより、効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給している。</p> <p>(総合的評価) 以上の通り、効率性及び有効性の観点から、効果的かつ効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:472百万円</p>	<p>見直し・現状維持</p> <p>—</p>

<p>1-8-1 希少疾病ワクチン・抗毒薬の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること</p>	<p>(施策の概要) 感染症等は、発生の予測ができず、また、ワクチンについては、製造に長期間を有する反面、有効期間が短いものも多い等の実情にあることから、乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン等を国が買上上げ、安定量備蓄している。インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会による需要予測により、インフルエンザワクチンの国内需給化を図っている。また、新型インフルエンザについては、製造株としての適性を判断し、新型インフルエンザワクチン製造株の開発・製造及び試作ワクチンの品質管理検査を国立感染症研究所において行っている。</p> <p>(必要性) ワクチン・抗毒薬は、感染症等の予防や治療に用いられる医薬品であるが、病原微生物等を原料とすることから、その製造に当たっては、高度な製造技術と設備を必要とし、製品ができるまで長期間を要する。また、比較的有効期間が短く、しかも伝染病の発生・流行は極めて予測し難いことから、需給調整も極めて困難である。そこで、外資伝染病用としてコレラワクチン、緊急治療用として乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、乾燥ガスエソマ抗毒薬及び乾燥ジブテリ抗毒薬等について国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応し、安定した供給を確保することが必要である。</p> <p>インフルエンザワクチンについては、インフルエンザワクチン需要検討会において需要予測を行うことにより、需要に見合う量のワクチンを確保してきた。また、国が流通状況の情報を把握し、都道府県及び関係団体に情報提供する体制を整備することにより、円滑な流通が可能となったことから、引き続きインフルエンザワクチンの需給対策が必要である。</p> <p>また、新型インフルエンザワクチンの安定供給を図るためには、予想される新型インフルエンザワクチン製造株をある程度準備することにより、できる限り製造期間を短縮する必要があり、その開発やワクチンに反映させるための基礎研究、抗血清の作製を国立感染症研究所において行っているところである。</p> <p>特に、鳥インフルエンザが世界的に発生しており日本でも流行の危険性がある今の状況においては、鳥インフルエンザウイルスが人から人に感染する新型インフルエンザに変異した際には、その予防のためのワクチンが必要となるが、現時点では人から人に感染する新型インフルエンザウイルスが実際には存在しないため、実際に流行しているウイルスからワクチン株を作製することはできない。しかし、鳥から人に感染した鳥インフルエンザウイルスを用いて作製したワクチン株にも新型インフルエンザに対する効果も期待されることから、あらかじめ鳥インフルエンザウイルスを用いてワクチン株を作製しておくとは非常に重要である。</p> <p>(有効性) 供給要請に対して保供場所から、迅速に供給が行われており、国家買上げ及び備蓄はワクチンの安定供給を確保する上で有効である。需要予測の結果は、製造業者が製造量を決定するための材料とされており、需要に見合った供給を確保する上で有効である。新型インフルエンザ流行株を入手し、ワクチン開発株の作製、試作ワクチンの作製などを行うことにより、ワクチンの製造期間が短縮されることで、新型コロナウイルス感染拡大による健康被害を減らすことが可能になるため有効である。</p> <p>(効率性) 国がワクチンの買上を行わず、市場原則に任せた場合、採算性等の観点から、医薬品メーカーが自ら製造、供給することは困難であると考えられることから、ワクチンの安定供給を確保する上で、国家による買上は必要不可欠であるとともに、毎年度計画的に買上げを行っているため、効率的である。インフルエンザワクチンの需給を国が備蓄に基づく供給の増加が支えており、需要調整及び需給予測は効率的である。新型インフルエンザワクチン製造株の開発が行われなくとも、新型インフルエンザが発生した場合に、ワクチン製造株の作製から着手する必要があり、製品が供給されるまでに、長期間要することから、迅速に必要な量を確保することは困難である。また、ウイルスの抗原性が変化することから、新しく分離された株を取り入れていく必要がある。このため、ワクチン製造株の作製によりワクチンの製造期間が短縮されることで、新型コロナウイルス感染拡大により健康被害を減らすことが可能になることを考慮すれば、社会全体の費用対効果という観点から、効率的である。</p> <p>(総合的な評価) 各種ワクチンについては、必要に応じて毎年度計画的にコレラワクチン等の国家買上げを行い、一定量の備蓄を行うことにより、緊急時の供給要請に対応がとられており、安定した供給を確保している。評価できる。インフルエンザワクチンについては、需要予測及び流通調整等により、毎年度需給対策を図っているところであり、必要なワクチンが確保されていると評価できる。また、新型インフルエンザワクチンについては、ワクチン株を作製する必要があり、需要及び供給の両方に資するためには、長期間を要することから、製剤技術の向上やワクチン株をあらかじめ用意し、流行株に特性がある</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、 1. 希少疾病に対するワクチン・抗毒薬の安定供給を確保するための買上経費 2. インフルエンザワクチンの需給調整及び需要予測について検討するインフルエンザワクチン需要検討会の開催経費 3. 新型インフルエンザワクチン製造株の開発、製造及び検査にかかる経費を継続して要求することとした。(平成23年度概算要求: 2,064百万円)</p>	<p>現状維持 ○</p>
<p>1-9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>	<p>(施策の概要) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ることにより、世界最高水準の医薬品・医療機器を迅速に国民に提供することを目的としている。</p> <p>○自前倒しの促進 新医薬品・医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図る観点から、医薬品・医療機器の開発を促進し、基礎研究推進等事業等による研究開発費の確保や、医薬品・医療機器の開発に必要な治験を実施する環境を充実させるための治験拠点病院活性化事業、助成事業、研究事業等を実施している。</p> <p>○後発医薬品の開発を促進 患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するとする観点から、平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%以上にすることを目標に、広く後発医薬品の普及・啓蒙等を行うため後発医薬品使用促進事業を実施している。</p> <p>○取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化を推進する観点から、医薬品については、取引価格の安値率の向上等の近代化事業、医療機器についてはバーコード付貼付車向上等のコード表示情報化促進事業を実施している。</p> <p>(必要性) 高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品を国民に迅速に提供することが期待されている。このため、医薬品・医療機器の研究から販売に至る過程を支援していく必要がある。</p> <p>臨床研究・治験環境の整備については、「新たな治験活性化5か年計画」(平成19年9月 文部科学省・厚生労働省策定)に基づき取組に関して、中間年である平成21年度に前年の進捗評価及び後発より一層整備を強化すべき点についてとりまとめを行うところである。これまでの関係者の取組により全体として実質的な改善が見られたものの、我が国が国際競争力を持つべき市場として世界的視点から一定の評価を得るためにはまだ解決すべき課題があることが示されており、引き続き臨床研究・治験環境の整備を図る必要がある。</p> <p>薬事法の承認等が得られない医薬品・医療機器の使用に伴う先進的な医療技術については、一般的な治療ではないなどの理由から原則として保険との併用が認められていないが、医学医療の高度化やこれらの医療技術を安全かつ低い負担で受けたいとする患者のニーズに対応するためにも、高度医療評価制度は必要不可欠な制度である。</p> <p>後発医薬品については、後発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が保証したものが、中央社会保険医療協議会による実証された「後発医薬品の使用状況調査」によると、現場の医療関係者等からは、その品質、供給体制、情報提供体制等に対して不安を感じるという回答が多いなど、後発医薬品に対する医療関係者等の信頼は必ずしも高いとはいえない状況にある。したがって、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国及び関係者が一定の取組を行う必要がある。</p> <p>医薬品・医療機器の流通については、長期にわたる安値率・販納率や総取引等の改善すべき取引慣行に一定の改善が見られるものの、引き続き、流通改善策の着実な実施が求められている。</p> <p>(有効性) 医薬品については対前年度比で減少しているが、承認取得件数全体としては増加傾向にあることから、医薬品・医療機器の開発促進事業については一定程度の有効性が認められる。医薬品等の開発には10年超の期間を有することから、長期的な視野に立ち、開発促進等の取組を継続していくことが必要である。</p> <p>併年、後発医薬品製造販売元及び卸売業並びに医療機器製造販売元及び卸売業の企業より約80%の回答を得ていることから、医薬品製造販売元及び卸売業、医療機器製造販売元及び卸売業の経営実態等を把握するための調査を実施できると評価することができる。</p> <p>市場シェアが着実に拡大していることから、後発医薬品の使用促進に係る取組の有効性が認められる。</p> <p>前年度改定時との比較となる平成18年度と20年度、平成19年度と平成21年度との比較において取引価格の安値率が増加しており、医薬品及び医療機器の公的保険制度下における不適切な取引慣行が一定程度改善されていることから、取引慣行の改善に関する取組の有効性が認められる。</p> <p>※ 薬価改定1年目は、薬価水準が変わりますので、新たな薬価で価格交渉を行います。薬価改定2年目は薬価水準に変化がないので、比較的順調に価格交渉が行われるとの特徴がある。バーコード表示率が着実に増加しており、流通の効率化、高度化とともにトレーサビリティの確保や医療事故防止等を図るためのバーコード表示の普及が進んでいることから、バーコード表示促進に関する取組の有効性が認められる。</p> <p>(効率性) 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成21年2月12日一部改定 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づく研究開発の促進等については関係省庁・関係部局が効率的に施策を実施するため、その策定・実施に当たり、連携・調整を行っている。</p> <p>臨床研究・治験環境の整備については、創薬者を対象としたもの、上級者を対象としたものなど、目的ごとに受講対象を区分した上で効率的に、CRC(臨床研究コーディネーター)等を養成する研修を実施している。</p> <p>高度医療評価制度について、事務処理の迅速化のため、外部委託契約を締結し、効率化を図っている。</p> <p>後発医薬品については、その使用の促進のために、患者や医療関係者の理解を得ることが重要であるため、医師、薬剤師、業界関係者、保険者、市民団体等からなる都道府県協議会での検討を踏まえて事業の計画・実施を行っている。</p> <p>医薬品・医療機器等流通近代化事業において、医薬品及び医療機器の公正な競争を確保するための施策を効率的に進めるために、業界の自主団体である公正取引協議会と連携した取組を実施している。</p> <p>コード表示情報化促進事業について、バーコード表示の普及促進を効率的に進めるために、業界団体の代表や有識者等が参加している医療機器の流通改善に関する懇談会(厚生労働省医政局長主催)において、関係者の理解を得つつ、普及に向けた検討を実施している。</p> <p>(総合的な評価) 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月 内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省策定、平成21年2月改訂)及び新たな治験活性化5か年計画(平成19年3月 文部科学省・厚生労働省策定)に基づき、医薬品・医療機器の開発を促進し治験環境の整備を着実に進めている。</p> <p>また、後発医薬品の使用促進については、平成21年9月現在、数量ペーで20.2%の普及状況であるが、平成22年4月診療報酬改定において調剤薬局等に対する新たな使用促進策を導入したところである。平成19年10月に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、後発医薬品の安定供給、品質確保、情報提供体制の強化等に関し、国及び後発医薬品企業が行うべき取組を取まとめたところであり、今後、これらの取組の効果や後発医薬品のシェアの動向を十分踏まえつつ、施策目標の達成に向け、薬品における後発医薬品使用促進策の取組を進めている。</p> <p>医薬品・医療機器の流通改善については、これまでの取組みにより一定程度成果が上がっているが、まだ十分とは言えないことから、公正かつ適正な取引の実現に向け、引き続き改善のための取組みを進めていく。また、医薬品・医療機器のバーコード表示については、表示率が向上しており、表示に向けた取組みは一定の成果と評価できることから、引き続き表示普及に向けた取組を進めてい</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、新医薬品・医療機器の開発促進を図るため、予算の新規要求に加え、既存事業も継続して要求を行った。さらに、後発医薬品使用促進についての体制整備を進めるため、予算の新規要求に加え、既存事業も継続して要求を行った。</p> <p>(継続) ○世界に先駆けた革新的新薬・医療機器創出のための臨床試験拠点整備事業 (平成23年度予算概算要求額: 5,054百万円) ○臨床研究コーディネーター、データマネージャー確保のための研修事業 (平成23年度予算概算要求額: 9百万円) ○保険者が差額通知サービスを利用するための環境整備 (平成23年度予算概算要求額: 31百万円)</p> <p>(継続) ○グローバル臨床研究拠点等整備事業 (平成23年度予算概算要求額: 799百万円) [平成22年度予算概算要求額: 599百万円] ○治験拠点病院活性化事業 (平成23年度予算概算要求額: 599百万円) [平成22年度予算概算要求額: 403百万円] ○後発医薬品使用促進推進費 (平成23年度予算概算要求額: 70百万円) [平成22年度予算概算要求額: 138百万円]</p>	<p>見直し・現状維持 ○</p>

<p>1 - # - 1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p>	<p>(施策の概要) 保険者の再編・統合や保険者の財政基礎の強化を通じて、医療保険制度の安定を図ること 保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとする 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること</p> <p>(必要性) 高齢化の進展や医療技術の向上に伴い、年々医療費が増大しているなか、各医療保険者において必要な給付を行うためには、給付費に対する定められた割合の国庫補助を確実に行うことが必要です。 医療保険制度を円滑に運営していくためには、各保険者が被保険者の適用事務や保険料(税)徴収事務、給付事務等を適切かつ効率的に行っていく必要があります。医療保険財政が厳しい中で、保険料を納めている被保険者等の負担を考えれば、保険料の収納率の下落が保険料率の更なる増大要因となることを十分認識し、保険料の収納のための取組を強化していくことが必要です。 医療費が増大していく中で、適正な保険診療の確保、保険料等を原資とする審査支払事務の更なる効率化が求められています。審査支払機関の業務の効率化に関する指標の一つとして、審査支払手数を段階的に引き下げていくことが重要です。</p> <p>(有効性) 国庫保険組合の平成20年度決算見込みの經常収支状況を見ると、經常収支は1,060億円の赤字であり、前年度の黒字から大幅な赤字に転じ、健康保険組合の財政は、厳しい傾向にあります。なお、当たりの平均標準月額額は平成19年度の約37万円から約36万9千8百円へのほぼ横ばいにとどまっていますが、平成21年度の健康保険組合全体の予算を見れば、健康保険組合の財政収支は医療費の増加等によりさらに厳しくなると見込まれており、引き続き注視していく必要があります。 市町村国保の平成20年度の財政収支は、市町村の一般会計からの赤字補てん分を除いた実質的な収支でみた場合、約2400億円の赤字となっています。これは、後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度が導入される前の平成19年度よりも約1,200億円改善しているものの、依然として厳しい状況が続いていると認識しています。この背景には、加入者の平均年齢が高、所得が低い者が多いなど、市町村国保が抱える構造的な問題があると考えられます。 一方、国保組合の平成20年度の財政収支は、制度改革の影響により、約200億円の黒字となっています。 後期高齢者医療制度の平成20年度の財政収支は、すべての後期高齢者医療広域連合において黒字となっています。その主な理由としては、後期高齢者医療制度の保険料率は2年間の財政運営期間を通じて財政の均等を保つていくことができるようになっており、初年度においては、剰余が発生する仕組みとなっていることが挙げられます。 また、中小企業の従業員とその御家族が加入する全国健康保険協会の財政については、平成20年秋以降の景気の急激な悪化の影響を受け、大変厳しい状況にあります。その原因として、平成21年度の報酬が落ち込んだことにより、保険料収入が大幅に減少したことや、そもそも医療費が自然増により伸び続けている中、平成21年秋からの新型インフルエンザの流行の影響などにより更に医療費が増加したことが挙げられます。</p> <p>(効率性) 健康保険組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が効率的に実施されていると評価できます。一方、全国健康保険協会については、保険料の徴収率は、旧政管保時代を含め、経済状況の落ち込み等により平成18年以降低下傾向にあり、保険料収納のための更なる取組が必要です。 市町村国保の保険料収納率は平成17年度から平成19年度まではほぼ横ばいだったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したためですが、これに加え、景気悪化の影響なども考えられます。一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。 また、医療事務全体の効率化を図るため、平成18年度からレセプトオンライン化を進めており、平成21年度において、レセプトの電子化率が、75.6%(医科病院97.4%、医科診療所71.6%、調剤薬局99.9%、歯科診療所3.0%)と着実に導入が進んでいます。</p> <p>(総合的な評価) 高齢化の進展や医療技術の進歩に伴う医療費の増加、平成20年度後半からの厳しい経済状況のもとでの所得の落ち込みにより、国民健康保険、全国健康保険協会、後期高齢者医療制度それぞれの平成22年度以降の保険料について大幅な上昇が見込まれていました。 このような現状を受け、 I 平成22年度から24年度までの協会けんぽに対する国庫補助率の引上げ II 市町村国保に対する財政安定化措置の4年間の延長及び広域化の推進 III 高齢者の保険料軽減のための措置 等を内容とする「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が22年5月に成立し(5月19日施行、一部の規定については7月1日施行)、それぞれの制度における保険料の上昇を抑制するための財政支援措置等が講じられています。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築するために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・老人医療保険給付費 (平成23年度予算概算要求額:3,930,322百万円[平成22年度当初予算額:3,774,671百万円]) ・国民健康保険助成費 (平成23年度予算概算要求額:3,791,605百万円[平成22年度当初予算額:3,648,257百万円]) ・全国健康保険協会助成費 (平成23年度予算概算要求額:1,104,408百万円[平成22年度当初予算額:1,044,885百万円]) ※国庫補助率の引き上げについては事項要求 ・健康保険組合助成費 (平成23年度予算概算要求額:5,450百万円[平成22年度当初予算額:6,447百万円]) ・診療報酬情報提供サービス (平成23年度予算概算要求額:49百万円[平成22年度当初予算額:43百万円]) ・児童育成事業費及び国民健康保険出産育児一時金補助金 (平成23年度予算概算要求額:6,389百万円[平成22年度当初予算額7,256百万円])</p>	<p>見直し・現状維持</p>
<p>1 - # - 1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること</p>	<p>(施策の概要) 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的として、厚生労働省及び地域における健康危機管理体制を整備する。</p> <p>(必要性) すべての国民の生命や健康の安全を守るために、感染症、食中毒、医薬品や飲料水その他何らかの原因により生じる事態に対して、生物・化学テロへの対応を含めた、迅速かつ適切な対応が強く求められており、このような緊急事態に対して的確に対応するため、省内外一体となった危機管理体制を整備する必要がある。 また、人口の高齢化や地方分権等が急速に進行する中で、地域においては、新型インフルエンザや自然災害等の健康危機事象の発生等の新たな課題に取り組む必要がある。</p> <p>(有効性) 厚生労働省における健康危機管理体制については、定期的に健康危機管理調整会議を開催し、関係部局間の情報共有・連携強化を図ることにより健康危機管理体制が着実に整備されてきていると評価でき、本施策は着実であると考えられる。 地域における健康危機管理体制については、保健所をはじめとする地域保健の第一線の危機管理体制が充実している。平成21年度における健康危機管理保健所長等研修では、研修カリキュラムを高度かつ実践的な内容を加える等により、質的向上を図ったため、平成20年度よりも受講者の満足度は向上したと考えられる。</p> <p>(効率性) 医薬品、食中毒、感染症、飲料水による健康被害など、各部局にわたる健康危機管理業務を適切に実施するためには、関係部局をあらかじめ明確にし、その担当官等による会議を定期及び随時に開催することが、効率性及び迅速性の観点から適当である。 また、地域における健康危機管理体制の整備を推進するためには、危機管理に関する情報収集、健康危機管理を担う人材育成が重要であることから、健康危機管理支援システムによる情報提供、保健所等の職員を対象とした研修を実施することが、効率性の観点から適当である。</p> <p>(総合的な評価) 国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対処するためには、国や地域における円滑な情報交換、保健従事者の人材育成などが重要である。平成21年度に実施した健康危機管理調整会議、健康危機管理保健所長等研修などの実施状況を見ると、国及び地域における健康危機管理体制の確立に向けて、円滑な情報交換、人材育成が着実になされていることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度概算要求を行った。</p> <p>(継続) 平成23年度概算要求額:46百万円[平成22年度予算額:48百万円] ・健康危機管理推進費 (平成23年度概算要求額:8百万円[平成22年度予算額:10百万円]) ・健康危機管理支援ライブラリシステム経費 (平成23年度概算要求額:35百万円[平成22年度予算額:35百万円]) ・健康危機管理保健所長等研修事業 (平成23年度概算要求額:3百万円[平成22年度予算額:3百万円])</p>	<p>現状維持</p>
<p>III - 2 - 1 労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p>	<p>(施策の概要) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣閣議)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、重篤な労働災害が多が発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止効果の効果を高めることとし、その強化について検討し、必要な充実を図る。 また、事業者が健康診断の実施や産業医の選任等を義務付けることにより、労働者の健康確保を図る。 さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見直し、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。</p> <p>(必要性) ○労働災害防止対策 労働災害発生件数は、長期的には、減少傾向にあるが、依然として休業4日以上での死者数は年間10万人を超えており、引き続き労働災害の防止に取り組む必要がある。また、経済がグローバル化し、産業構造、就業構造や、現場での作業の様態が急速に変化してきている中においては、従来の手法に頼るだけではなく、新しい災害防止手法を検討していく必要がある。 ○定期健康診断における有所見率の改善 定期健康診断における有所見率は年々上昇しており、健康診断結果に基づく健康管理措置を実施させるとともに、職場における健康づくり対策を推進する必要がある。</p> <p>(有効性) 労働災害の発生状況は、平成21年は死亡者数が1,075人、休業4日以上での死者数が1,015,718人といずれについても、前年に比べ減少しており、施策は有効であった。</p> <p>(効率性) 労働災害防止対策については、業種、事業規模、事故の型などの労働災害の発生状況を分析し、重点とすべき行政施策を5年ごとに決定するとともに、それを踏まえて、事業場で実施されるべき安全衛生対策等について定めているところであり、行政資源を効率的に振り分けて施策を実施している。 また、定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組については、取組事項を明確化し、都道府県労働局に対し、改善を図るための計画を作成するとともに、取組結果や好事例を報告するように指示している。このため、都道府県ごとに現場の状況に応じた取組がなされる体制となっているとともに、各地の実施状況や好事例を本省が把握し、必要な改善を適宜全国展開できる体制となっており、効率的な取組を行っている。</p> <p>(総合的な評価) それぞれの業種、事業規模、事故の型等における労働災害の発生状況を分析し、行政において重点的な対策を講じるとともに、それと連動した事業場における安全衛生対策の実施を引き続き推進するとともに、労働災害が長期的に減少している要因のひとつとして考えられる、事業者が自主的に行うリスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムといった、先取型安全衛生対策がより多くの事業場において展開されるよう、都道府県労働局を通じて働きかけを行っていく必要がある。 定期健康診断における有所見率の改善のためには、事業者が、健康診断結果に基づき適切な健康管理の措置を実施することや、保健指導、健康教育等に取り組むことが必要であることから、事業者に対し、①有所見とされた労働者に対する医師の意見聴取、②作業前後や労働時間短縮等の措置の実施等を指導又は周知啓発するなどの更なる取組の強化が必要である。</p>	<p>○予算要求 労働者の安全と健康が確保され、労働者として安心して働くことができる職場づくりを推進するために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) 平成23年度予算概算要求額23,726百万円 ＜主な事業＞ ・職場におけるメンタルヘルス対策の促進事業(平成23年度概算要求額:1489百万円) ・職場における労働環境改善対策事業(平成23年度概算要求額:432百万円) ・墜落・転落災害等防止対策推進事業(平成23年度概算要求額:74百万円)</p> <p>○機構・定員要求 評価結果を踏まえ、平成23年度定員要求を行った。(定員要求:49名)</p>	<p>見直し・現状維持</p>

<p>III - 3 - 2 被災労働者等の社会復帰促進・支援等を図ること</p>	<p>(施策の概要) 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあわせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の支援を図り、また、労働者の安全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに資金の支払の確保を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(必要性) 労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び支援、労働災害の防止を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っている。 労災保険においては、被災労働者の帰郷能力の欠如が重要であるが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情（介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等）に対応することが困難であるため、保険給付と同様に事業主全体の責任で適切な措置を講ずる必要がある。 なお、各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。</p> <p>(有効性) 本指標について、平成20年度においては、評価対象事業52事業のうち、目標を達成した事業は29事業（55.8%）であった。平成17年度以降、目標の達成率は前年度と同水準が続いていたが、平成20年度においては目標管理を厳格にしたことから、減少したものと考えられる。 この結果を踏まえ、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要であると考える。</p> <p>(効率性) 各事業の目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、各事業の廃止も含めて適切な見直しを行っている。</p> <p>(総合的な評価) 社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合は、平成20年度においては減少しており、引き続き、施策の有効性を高めるための工夫が必要である。 社会復帰促進等事業のうち主な事業の評価については以下のとおり。 ①労災ケアサポート事業においては、在宅介護、看護等を必要としている重症被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、重症被災労働者の生命・生活維持に必要な支援を図っているところである。利用者から、介護、看護、健康管理、生活維持等の上で有用であった旨の評価を90%以上得ている。 ②石綿関連疾患診断技術研修においては、医療関係者に対し、石綿関連疾患に係る診断技術の向上・労災補償制度の周知を図るため、研修プログラムを作成し、研修を実施しているところである。受講者からの「有意義であった」旨の回答を80%以上得ている。 ③事業の効率化、交付金の縮減等の観点から、平成21年度末をもって、海外勤務健康管理中心や労災リハビリテーション工センターの廃止を行うなど事業の見直し等に努めている。 また、これらの事業については、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施している。</p>	<p>○予算要求 被災労働者等の社会復帰の促進・支援等を図るために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) ・労災ケアサポート事業(平成23年度予算概算要求額:854百万円) ・石綿関連疾患診断技術研修事業(平成23年度概算要求額:20百万円) ・(独)労働者健康福祉機構運営費交付金(平成23年度概算要求額:3,470百万円)</p>	<p>見直し・現状維持</p> <p>—</p>
<p>III - 4 - 2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p>	<p>(施策の概要) 雇傭、経済社会情勢が急変し変化する、終身雇用や年功賃金を中心とする雇用慣行が変容しつつある中、勤労者が豊かで安定した生活を送れるようにすることを目的として、中小企業退職金共済制度の運営、勤労者の財産形成への支援、労働金庫の健全性確保といった施策を推進する。</p> <p>-中小企業退職金共済制度関係 -中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員の福祉の増進等を図るため、独力で退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互扶助の仕組みを基盤として退職金制度を確立しようとするもの。 -勤労者財産形成促進制度関係 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者が給与天引きにより計画的に金融機関に積み立てを行って、財形貯蓄制度、財形貯蓄を行っている勤労者に対し自宅の購入に必要な資金等を融資する財形融資制度など、勤労者が豊かで安定した生活を送るための資産形成を事業主や国が支援するもの。 ・労働金庫関係 労働金庫は、労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき設立された。会員制の協同組織金融機関であり、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑化を図ることを目的としている。内閣総理大臣(金融庁長官)及び厚生労働大臣は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、立入検査を実施することができることされている。</p> <p>(必要性) ①中小企業においては、退職金制度が大企業に比べ普及しておらず、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業主に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。 ②急激な高齢化の進展、公的年金給付及支給の減少により老後に不安を抱く人が多く、また、勤労者は自営業者と比べ、自宅を所有している割合が低い(※)ことから、引き続き勤労者財産形成促進制度の普及を図る必要がある(施策小目標2関係)。 ※ 持家率 勤労者世帯58.9% 自営業者世帯79.0% 資料出所 総務省「平成20年住宅、土地統計調査」 ③労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑化を図ることを目的として設立された会員制の協同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、労働金庫法第94条において準用する銀行法第25条に基づく立入検査を引き続き適切に実施していく必要がある。</p> <p>(有効性) ①「雇用動向調査」(厚生労働省)によれば、常用労働者数9～299人の中小企業における労働者数に大きな変動がない状況にもかかわらず、平成21年度末における在籍被共済者数については、約302万人と前年より7万人程度増加するなど着実に増加しているところであり、中小企業における労働者の退職金制度の確立に資している。 ②勤労者財産形成促進制度については、これからの高齢化社会において、公的年金の支給開始年齢が引き上げられる中、勤労者の財産形成の重要性は一層増大していくと考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要である。 ③全労働金庫に対する検査実施率については平成19年度以外は目標値に達しており、労働金庫に対する検査を確実に実施している。また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップ等を行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資している。</p> <p>(効率性) ①事業運営に係る経費の削減を図りつつも着実に新規加入被共済者数の目標を達成し、また、社会保険労務士会等の協力を得つつ効果的な加入促進運動を実施する等、効果的な普及促進等を実施していると評価できる。 ②勤労者財産形成促進制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつ、外部事業者による広報活動を実施し、また、都道府県ごとに説明会を開催し、説明会参加者が財形制度を理解した割合が90%を超えるよう実施する等、効果的な普及促進等を実施していると評価できる。他方で、金融商品の多様化等の影響により契約件数が減少傾向にあることから、利用実績が低調である財形教育融資業務(※)を後述した、制度の重点化、更なる効率化を図ることとしている。 ※ 財形教育融資貸付決定件数(平成21年度) 32件 ③労働金庫に対する検査については、全ての労働金庫に対して概ね2年に1回実施しており、金融関係法令の制定・改正に対応した検査を実施している。</p> <p>(総合的な評価) ①中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数の実績が目標を上回っており、施策目標の達成に向けて着実に取組を進めていると評価できる。 ②勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が減少傾向にあるものの、財形制度の利用件数は約1,000万あり、企業の約半数は財形貯蓄制度を導入している(※1)ことから、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策として重要な役割を果たしていると評価できる。今後、制度の重点化、効率化を図るため、利用実績が低調な財形教育融資(※2)を廃止した上で、制度の適正な運営を図る。 ※1 財形貯蓄制度の導入率 46.4% 資料出所 厚生労働省「平成21年度労務条件総合調査」 ※2 財形教育融資貸付決定件数(平成21年度) 32件 ③労働金庫監督検査事業については、全労働金庫に対する検査実施率が平成19年度以外は目標値に達しており、着実に計画的に検査を実施している。これにより、労働金庫の健全性の確保に資していると評価できる。</p>	<p>○予算要求 豊かで安定した勤労者生活の実現を図るために必要な予算を継続して要求することとした。 (平成23年度予算概算要求額:9,378百万円)</p> <p><主な事業> (継続) ・中小企業退職金共済事業(平成23年度概算要求額8,784百万円) ・労働金庫監督検査対策費(平成23年度概算要求額9百万円) (新規) ・独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費(平成23年度概算要求額569百万円)</p>	<p>現状維持</p> <p>—</p>
<p>III - 6 - 1 労働関係が将来にわたり安定的に推移するように集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること</p>	<p>(施策の概要) 労働関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集団的労使関係法制の普及等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集団的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為事件の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。</p> <p>(必要性) 経済社会構造の急激な変化や価値観の多様化、グローバル化による国際競争の激化等に伴い、労働を取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、わが国の産業競争力の源泉である長期的に安定した労使関係を確保していくことがますます重要となっている。このような状況においては、集団的労使関係のルールの確立及び普及を図ることは引き続き大きな課題である。 労働委員会が取り扱う事件としては、不当労働行為審査事件と調整事件(労働争議等の調整及び個別労働紛争のあっせん)があり、労働者が団結することを保護し、労働関係の公正な調整を図るために引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(有効性) 労働関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している当事者の割合が80%程度で推移しており、本施策は有効であると評価できる。 不当労働行為事件の審査では、都道府県労働委員会及び中央労働委員会のそれぞれにおいて、約8割の事件が最終しており、本施策は有効であると評価できる。 労働争議調整事件数は景気動向、雇用失業情勢等を反映しつつ増減を繰り返しており、約9割の事件が解決しており、本施策は有効であると評価できる。</p> <p>(効率性) 不当労働行為事件の審査については、平成16年の労働組合法の改正に伴い、部会制の導入など不当労働行為事件の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んでいる。 労働争議のあっせん、調停、仲裁については、その構成する委員が公労使の三者構成であるという特長を生かして、労使紛争の早期かつ適切な解決が図られている。</p> <p>(総合的な評価) 労働関係が安定的に維持されていると認識している労働組合の割合が90%に達したことから、安定した労使関係等の形成を促進するために進めている個別の事務事業が効果的かつ効率的に行われているものと評価することができる。</p>	<p>○予算要求 ①集団的労使関係事業 評価結果を踏まえ、労働関係が将来にわたり安定的に推移するように必要な予算を継続して要求することとした。 (平成23年度予算概算要求額:436,038千円)</p> <p>②不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停及び仲裁 現在の事例については、効果的・効率的に行われていることから、評価結果を踏まえ、引き続き実施することとした。</p> <p>(継続) ・不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停及び仲裁 (平成23年度予算概算要求額:390百万円[平成22年度予算額:389百万円])</p>	<p>見直し・現状維持</p> <p>—</p>

<p>Ⅲ - 8 - 1 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること</p>	<p>(施策の概要) 労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の適正把握・適正運用を実施し、労働保険料等の適正徴収を実施する。</p> <p>(必要性) 事業主が労働保険の手続きを行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。また、労働保険料等の未納・滞り賃負担の公平の観点からこれを解消する必要がある。このほか労働保険の適用促進を図るため、民間団体と連携した取組を進めてきたところであるが、依然として相当数の未納事業が残されており、関係行政機関との連携を強化し、「未納事業一掃対策」に取り組み必要がある。労働保険料等の徴収についても、評価指標である労働保険料等収納率、景気の低迷等の経済を取り巻く状況にも左右されることとなるが、労働保険料等の収納率向上を目指して適正な徴収を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 労働保険料等収納率については、経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることには出来なかったものの、高水準を維持しており、労働保険料等を滞納している事業場に対する滞納整理等が有効に行われたと評価出来る。</p> <p>(効率性) 毎年、都道府県労働局では労働保険料算定基礎調査及び滞納整理に係る年間業務計画を立て、管内事業場の特性に応じて対象事業場を選定し、効率的に実施している。また、労働保険事務組合制度や社会保険労務士制度を有効活用し、事業主の事務負担を軽減することで、労働保険料等の適正徴収が効率的・効果的に行われている。</p> <p>(総合的な評価) 経済情勢が厳しい中、前年度の数値を上回ることには出来なかったものの、依然として高水準を維持しており、適正な徴収確保については成果があったと評価できる。</p>	<p>○予算要求 労働保険の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るために必要な予算を継続して要求することとした。</p> <p>(継続) 平成23年度予算概算要求額:1,451百万円 -未加入事業場適用促進事業(平成23年度概算要求額:609百万円) -労働保険加入促進委託事業(平成23年度概算要求額:579百万円) -保険料算定基礎調査(平成23年度概算要求額:68百万円) -滞納整理(平成23年度概算要求額:106百万円)</p>	<p>見直し・減額</p> <p>—</p>
<p>Ⅳ - 1 - 1 公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること</p>	<p>(施策の概要) 1 求職者のニーズに応じた求人の確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進 2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保 3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化</p> <p>(必要性) 平成21年度の雇用失業情勢は、同年7月には有効求人倍率(季節調整値)が0.42倍(過去最低)、完全失業率が5.7%(過去最高)となるなど、非常に厳しいものとなった。また、平成22年7月の有効求人倍率は0.53倍、完全失業率は2.2%となり、持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にある。平成22年6月時点で把握している平成20年10月から平成22年9月までの非正規労働者の雇止め数は283万人(職業安定局調べ)となるなど、非正規労働者の雇止め等も問題となっているところ。このため、公共職業安定所(以下「求職者ニーズ」)に引き続き、個々の求人・求職者ニーズに応じたきめ細かな職業紹介を実施するとともに、特に、最近増加している介護や職業活動のノウハウ不足等により、安心して職業に就くこと、引き続き、非正規労働者等に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援等を行うこと、その労働力需給調整機能の強化を図っていくことが重要である。また、就職の実現に当たって、住居等の生活支援が必要な方も増えていることから、平成21年11月、12月にフックアップ・サービス・デイを開催、12月には平成20年度に引き続き年末緊急相談窓口を開設するなど、求職者の生活・住居支援を図っていくことも必要となっている。また、官のみならず、以下のおおし事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な組合が図られるよう必要も高まっている。加えて、官民の連携による労働力需給調整機能の強化により、悪化する雇用失業情勢等に対応する必要がある。</p> <p>(有効性) 指標1、2は、予想を上回る厳しい雇用失業情勢が影響し、目標値を達成していない。しかしながら、前年度21年7月には有効求人倍率(季節調整値)が0.42倍(過去最低)、完全失業率が5.7%(過去最高)となり、平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントとなるなど、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、再就職が非常に困難になっていたにもかかわらず、就職件数が前年度比で8.6%増加していることを踏まえれば、個々の求人・求職者のニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したことにより、公共職業安定所の需給調整機能は有効に機能したものと評価できる。</p> <p>一方、3の指標については、目標を達成しており、2の指標についても達成率は前年度より向上していることから、本施策は有効と考えられる。</p> <p>指標4、5については、労働者派遣事業、職業紹介事業等の行政官等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申合せに応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3、同法第32条の15の違反率の低下等法令違反は是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られている。指標6については、しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成21年度約147万件)及び求人情報件数(平成21年度約61万件)については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成22年3月31日現在11,412機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報へのアクセスの円滑化が図られていると評価できる(ただし全て職業安定局調べ)。</p> <p>また、指標7について、各都道府県労働局において、派遣元事業主、派遣先等に対し、労働者派遣事業制度や関係法令に係るセミナーを開催する等の周知啓発を行うことによっても、労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られていると評価できる。</p> <p>(効率性) 平成21年度の有効求人倍率が前年度比で▲0.33ポイントと急減している中、個々の求人・求職者ニーズに応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底するなどにより、求人の充足率(常用)を向上(平成21年度目標達成率120%)させた。このため、効率的な事業の実行が図られていると評価できる。</p> <p>労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多様な手法を活用し、効率的な実施が図られていると評価できる。</p> <p>しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関のする豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報へのアクセスの円滑化が効果的に図られていると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 雇用失業情勢が厳しい中、公共職業安定所の需給調整機能の強化が引き続き重要となっているところ、その有効性及び効率性はともに評価できる。しかしながら、平成22年6月の有効求人倍率(季節調整値)が0.50倍、完全失業率が2.9%、正社員の有効求人倍率が0.26倍となるなど、雇用失業情勢が持ち直しの動きが見られるものの依然として厳しい状況にある。また、非正規労働者の雇止め数等の状況についても平成20年10月から平成22年4月までにおいて約27.5万人と見込まれるなど、今なお厳しい情勢が続いている。このため、雇用保険給付給付者を含む労働者等に対する就職支援について、引き続き効果的・効果的な事業運営を行う必要がある。労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う等の指導監督については、平成21年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少しており、成果がでていると評価でき、引き続き実施が必要と考えられる。また、各都道府県労働局において行われている、派遣元事業主、派遣先等を対象としたセミナーを開催するなどの周知啓発活動によっても、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できることである。引き続き制度の円滑な運用に取り組んでいくこととする。しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報にアクセスするなどの業務の行政化を起ししと取組むことについて、平成21年度しごと情報ネット求職者アンケート調査によると49%と目標には達しなかったものの依然高水準を維持しており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を出していることと評価でき、引き続き制度の円滑な運用に取り組んでいくこととする。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、公共職業安定所等における需給調整機能の強化を引き続き推進することとした。</p> <p>(継続) -再就職支援プログラム事業費(平成23年度予算概算要求額4,028百万円[平成22年度予算額:3,659百万円]) -非正規労働者総合支援事業推進費(平成23年度予算概算要求額3,197百万円[平成22年度予算額:3,297百万円]) -労働者派遣事業適正運営協力員制度運営費(平成23年度予算概算要求額4百万円[平成22年度予算額:237百万円]) -派遣労働者雇用安定化特別奨励金(平成23年度予算概算要求額14,955百万円[平成23年度改定案][平成22年度予算額:4,694百万円]) -しごと情報ネット事業(平成23年度予算概算要求額31百万円[平成22年度予算額:79百万円])</p> <p>(廃止) -正社員就職増大等対策費[平成22年度予算額:1,039百万円] -再就職支援プログラム事業費は、8.6%の運営を図るため、就職支援アドバイザー事業と統合したことになる。</p>	<p>見直し・減額</p> <p>—</p>
<p>Ⅳ - 2 - 1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること</p>	<p>(施策の概要) 人口減少における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的な雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から、 (1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2)事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4)産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための施策を実施しているところである。</p> <p>(必要性) (1) (2)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 ① 創業・新分野進出に係る支援、雇用管理改善に係る支援、事業規模の縮小の際の失業の予防・再就職の援助・促進 平成21年度の雇用情勢についてみると、完全失業率、有効求人倍率ともに7月(過去最低の値)となった後、緩やかに回復しているものの、平成22年3月においては完全失業率5.0%、有効求人倍率2.49倍と、依然として注意を要する状態にある。</p> <p>また、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主が存在しており、労働経済動向調査(厚生労働省)によると、平成20年10月～12月期に雇用調整を実施した事業所の割合は、35%と前年10%に比べ増加している。こうした中、引続き失業の予防・再就職の援助・促進等が実施され、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主も支援し失業の予防を図るとともに、経済活性化や雇用機会の創出の中核となる中小企業の雇用管理の改善等を推進する必要がある。</p> <p>また、景気の回復ペースが落ち込んでいる中、創業支援策をより一層積極的に展開していく必要がある。</p> <p>② 雇止めを余儀なくされる者に対する再就職の援助・促進 雇用の拡大が依然として大きく進捗が遅延する中で、労働者の雇用の安定を図るためには、雇止めを余儀なくされる労働者に対して事業主が行う在職中からの求職活動の援助や労働移動後の職場体験講習等を実施して支援することにより、円滑な就業移動の実現に資している。また、現在、現在の経済状況を受け、やむを得ず派遣労働者、有期契約労働者等の雇用契約の中途解除や雇用止めが行われており、当該労働者が社員等へと居住している場合、雇用と住居を同時に失う状況があることから、円滑な就職活動を実施するためには、雇止め後の住居支援が重要となっている。</p> <p>③ 出向・移籍支援事業による円滑な労働移動の促進 最近の労働移動の状況を見ると、依然として厳しい雇用失業情勢にありながら、在職者に対する入職者及び離職者の割合である労働移動率は横ばいの傾向にある。(延べ労働移動率:平成16年31.7%、平成17年34.5%、平成18年32.2%、平成19年31.3%、平成20年28.9%「雇用動向調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)」) 労働移動が一定割合にある中で、出向・移籍などによる産業間・企業間の円滑な労働移動は、労働者が失業を経たときの職場に移動できることから、雇用の安定を図るために引き続き重要となっ</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ることを一層進めるため、中小企業人材能力開発奨励金を廃止し、人材投入情報提供推進事業(仮称)を新規に予算要求した上で、これまでの取組を引き続き推進することとした。</p> <p>(継続) -実働研修者創業支援助成金(平成23年度予算概算要求額:2,406百万円[平成22年度予算額:1,367百万円]) -中小企業基盤整備人材確保助成金(平成23年度予算概算要求額:2,892百万円[平成22年度予算額:3,393百万円]) -地域雇用開発助成金(地域再生中小企業創業助成金)(平成23年度予算概算要求額:1,871百万円[平成22年度予算額:759百万円]) -中小企業人材能力開発奨励金(廃止) (平成23年度予算概算要求額:396百万円[平成22年度予算額:801百万円]) -中小企業雇用安定化奨励金(経過措置分)(平成23年度予算概算要求額:581百万円[平成22年度予算額:1,328百万円]) -雇用調整助成金(平成23年度予算概算要求額:11,562百万円[平成22年度予算額:134,579百万円]) -中小企業緊急雇用安定助成金(平成23年度予算概算要求額:375,323百万円[平成22年度予算額:591,182百万円]) -財)産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業(平成23年度予算概算要求額:1,995百万円[平成22年度予算額:2,375百万円])</p>	<p>見直し・減額</p> <p>—</p>

<p>ている。</p> <p>(3)雇用機会の不足している地域における雇用の促進</p> <p>全国的に雇用失業情勢が厳しさを増していますが、その中でも雇用失業情勢が特に厳しい地域があるなど地域差がみられる。こうした中で、雇用情勢が特に厳しい地域と雇用情勢の改善に向けた施策が強い地域に対して支援を強化する必要がある。そのため地域求職者の雇入れを伴う施設・設備を行う事業主に対し地域雇用奨励金を支給することで雇用機会の創出を促進するとともに、地域雇用創進推進事業等を積極的に実施することで地域の創生工夫を生かした雇用機会の創出への取組を支援することが求めている。</p> <p>(4)産業の特性に応じた雇用の改善等</p> <p>① 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善等</p> <p>建設労働者については、建設投資の減少による厳しい経営環境の中で、必要な教育訓練や雇用管理教育等の実施が困難となっているとともに、業界全体として技能の承継や能力開発に取り組まなければならない状況にあることから、こうした取組を支援し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上を図る必要がある。</p> <p>港湾運送事業は、貨物の取扱量が日に変動するという特徴(港湾運送の波動性)を有しており、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にありますが、企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する障害も生ずる恐れがある。また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、他の産業に比べて、雇用改善、能力開発等について、十分な余力があります。このため、港湾運送事業については、港湾労働法に基づき常用労働者による対応を基本とする雇用の秩序を確立・維持し、港湾労働者の雇用の安定を図る必要がある。</p> <p>② 林業の事業体の雇用管理改善及び林業への円滑な就業の促進、農林業等への多様な就業の促進</p> <p>林業労働力については、林業経営の収益性の低下、林業労働者の雇用管理面での改善の立ち遅れ等に伴い、減少・高齢化が進行しており、平成17年国勢調査の結果では林業労働者は4万7千人と平成12年度(6万7千人)から減少し、また、40歳以上の者の割合は半割以上を占めている。</p> <p>また、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人や農業者への求職者数が増加傾向にある。こうしたことから、賞金、労働時間、安全面等厳しい労働環境にあり、雇用管理等の面で改善すべき問題が多ことから、農林業等従事者の雇用管理の改善を図る必要がある。</p> <p>③ 介護労働者の雇用管理の改善</p> <p>介護分野については、我が国の急速な高齢化の進展等を背景として、今後も労働需要の拡大が見込まれる分野であり(介護保険法(平成9年法律第123号))に基づく要介護又は要支援とされる高齢者等は、平成16年度は410万人程度であったものが、平成20年度には460万人となり、今後も増加が見込まれている。一方、介護労働者については、賞金、労働時間、健康面等の不安や不満が多見られるように厳しい労働環境にあり、定着率が低いこと等、雇用管理等の面で解決すべき問題が多いことから、介護分野の労働者にとって魅力ある職場とするために、介護労働者の雇用管理の改善等を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>(1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>指標1については、平成21年度においては、受給資格者創業支援助成金を利用した法人等の設立から1年経過後の平均雇用労働者数は2.0人であり、また、事業を継続している割合も91.3%と目標を達成し、概ね有効に機能していると考えます。平成22年度からは、法人等の設立後1年以内(2人以上労働者を雇い入れ)の場合に、上乗せ助成を行う措置を回ったところであり、さらなる政策効果が期待される。</p> <p>指標2については、目標(ア(トクム)22%)を上回93.2%の求人が充足されたことから、本助成金が事業協同組合等の構成中小企業者における雇用管理の改善からなる雇用創出等に有効に機能したものと考えられる。</p> <p>(2)事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防</p> <p>指標3については、本助成金を利用した事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額が利用事業所の支給総額の2.06%(10%以下)となっており、失業の予防・雇用維持のために有効かつ適正に活用されたといえる。</p> <p>(3)雇職を余儀なくされる者に対する再就職を助成・促進</p> <p>指標4については、雇職を余儀なくされる労働者等に対して、求職活動のための休職付与、再就職先となりうる事業所において労働体験講習を受講させる等の支援を行う事業主等に対し、助成金を支給することにより円滑な労働移動支援の促進を図っていること。</p> <p>しかしながら、求職活動等支給給付金にかかる雇職後3か月以内の平成21年度における就職率は23.8%と目標値を下回っていることから、より有効な再就職支援に向けて方策を検討する。</p> <p>(効率的性)</p> <p>(1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>指標1については、①受給資格者の開始した事業及び雇い入れた労働者の雇用の継続性を担保する必要がある一方、②創業に係る立ち上げの支援のため、迅速な資金供給が求められることから、支給先事業主が毎月及び6か月後の2回に分けて半額ずつ支給する方式を採用など、効果的に行われている。</p> <p>指標2については、事業協同組合等を通じた支援を行うことにより、個別に中小企業事業主の取り組みを支援するものにより雇用管理の改善による雇用の創出等を幅広く行えたため効果的であったと考えられる。</p> <p>(2)事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防</p> <p>指標3については、雇用調整を行う事業所の実情に合わせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能であること、雇用調整を行う企業の規模に依り、中小企業には高率助成を行っているなどから、効率的な助成が行われている。</p> <p>(3)雇職を余儀なくされる者に対する再就職を助成・促進</p> <p>指標4については、支給申請について、個々の支給対象労働者ごと又は一括で行うことができ、事業者のニーズに応じて選択できるようになっており、効率的に助成を行っているところである。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>(1)中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援</p> <p>支給資格者創業支援助成金に関する指標1、中小企業人材確保推進事業助成金に関する指標2については、平成21年度実績は目標を達成し、中小企業等における創業・新分野進出に係る支援、雇用管理改善等が有効かつ効果的に進んだものと評価できる。また、中小企業人材確保推進事業助成金については、今後、効率的、効果的な支援を行う観点から、支給対象とする分野を重点化するとともに、支給対象とする団体の数を絞り、その取組の成果を全国に普及させること等を検討している。</p> <p>(2)事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防</p> <p>雇用調整助成金に関する指標3については、実績は目標を上回っており、事業縮小の際の失業予防が有効かつ効果的に進んだものと評価できる。今後も施策を継続することとするが、今後の経済情勢や雇用情勢の推移を踏まえつつ、予算額を適宜な水準とする。</p> <p>(3)雇職を余儀なくされる者に対する再就職を助成・促進</p> <p>平成21年度は経済情勢等の悪化に伴い予算を大きく上回って支出されるなど、労働者の再就職支援の措置として有効に機能しているところであり、今後も本事業は必要不可欠な事業といえる。しかしながら、労働移動支援助成金に関する指標4については、実績がいずれも目標を下回っていることから、再就職の助成・促進を有効かつ効果的に進めるため、今後も不断の見直しを行い、予算額を適切な水準とする。</p>	<p>円]</p> <p>・労働移動支援助成金(再就職支援給付金)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:354百万円[平成22年度予算額:656百万円])</p> <p>・労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:438百万円[平成22年度予算額:184百万円])</p> <p>・地域雇用創進推進事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:5,139百万円[平成22年度予算額:5,532百万円])</p> <p>・地域雇用創進実現事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:2,256百万円[平成22年度予算額:2,470百万円])</p> <p>・進歩雇用奨励金</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:5,464,484百万円[平成22年度予算額:6,712百万円])</p> <p>・建設雇用改善助成金事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:4,219百万円[平成22年度予算額:3506百万円])</p> <p>・港湾労働者派遣事業</p> <p>・建設労働者雇用安定支援事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:70百万円[平成22年度予算額:24百万円])</p> <p>・港湾労働者派遣事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:228百万円[平成22年度予算額:232百万円])</p> <p>・林業就業支援事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:698百万円[平成22年度予算額:802百万円])</p> <p>・農林業就業創進支援事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:312百万円[平成22年度予算額:322百万円])</p> <p>・介護雇用管理改善等援助事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:421百万円[平成22年度予算額:401百万円])</p> <p>(廃止)</p> <p>・中小企業人材能力発揮奨励金(経過措置)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:473百万円[平成22年度予算額:523百万円])</p> <p>・介護施設人材確保助成金(経過措置)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:91百万円[平成22年度予算額:238百万円])</p> <p>・介護基礎人材確保等助成金(経過措置)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:400百万円[平成22年度予算額:1,564百万円])</p> <p>・介護未経験者確保等助成金(経過措置)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:6,193百万円[平成22年度予算額:9,222百万円])</p> <p>・労働移動支援助成金(離職者住宅支援給付金)(経過措置)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:176百万円[平成22年度予算額:2,680百万円])</p> <p>・雇用創進先導的創業者奨励金(経過措置)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:90百万円[平成22年度予算額:80百万円])</p>	見直し・減額	-
<p>(施策の概要)</p> <p>人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>このような観点から</p> <p>(1)高齢者等の雇用の安定・促進</p> <p>(2)障害者の雇用の安定・促進</p> <p>(3)若年者の雇用の安定・促進</p> <p>(4)就職困難者等の円滑な就職支援</p> <p>といった労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図るための諸施策を講じているところである。</p> <p>(必要性)</p> <p>(1)高齢者等の雇用の安定・促進</p> <p>少子高齢化が急速に進行し、近い将来、社会を支える労働力人口が大幅に減少することが懸念されている中で、今後我が国の経済・社会の活力を維持していくためには、高齢者が長年培った知識や経験を活かし、意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることができる社会を実現することが必要不可欠である。</p> <p>また、高齢者の生活の安定のためには、公的年金の支給開始年齢が、平成25年度には定額部分(66歳)に引き上げられ、報酬比例部分の引き上げが始まることも踏まえ、60歳台前半における働く場の確保が重要な課題となっている。</p> <p>このよな中で、高い就業意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることができる環境を社会全体で築きあげること、我が国経済社会の活力の維持を図ることが必要である。</p> <p>以上を踏まえ、高齢者等の安定した雇用の確保等を図るために、①事業主に対する定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の廃止のうちいずれかの措置による年金支給開始年齢までの高齢者等雇用確保措置の義務付け、②高齢者等の再就職の促進に関する措置、③定年退職者等に対する臨時的かつ短期的又は軽易な就業等の機会の確保に関する措置の充実を図ると、等を内容とした法改正が行われ、「(高齢者等の雇用の安定等に関する法律)」(平成16年法律第103号)これに基づき、もの他、知識・経験を生かして雇用の継続を希望する高齢者へのニーズに応えるため、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及に努める等の高齢者等の雇用対策に取り組んでいること。</p> <p>(2)障害者の雇用の安定・促進</p> <p>障害者の雇用については、平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が、1.63%と前年比0.04ポイント上昇し、就職者数も前年度比1.8%増の45,257件であること、厳しい雇用情勢の中においても進展がみられる。</p> <p>また、平成21年度のハローワークにおける新規求職申込件数は、前年度比5.1%増の125,898件であり、障害者の方々への「働きたい」という意欲は一層の高まりをみせている。</p> <p>このように、障害者の雇用情勢の一定の改善はみられるものの、中小企業の実雇用率が低い水準であり、又、雇用手の達成企業割合も全体で43.5%であること、引き続き厳しい状況であることから、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める重要性は以前にも増して高いものであると考えられる。</p>	<p>○予算要求</p> <p>評価結果を踏まえ、事業の実施状況を踏まえより効率的な運用を図りつつ、高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ることを引き続き推進することとした。</p> <p>(新規)</p> <p>・福祉から「就労」支援事業(仮称)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額3,166百万円)</p> <p>(継続)</p> <p>・高齢者等雇用確保措置の導入促進に係る指導</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:17百万円[平成22年度予算額:14百万円])</p> <p>・定年引上げ等奨励金</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:11,903百万円[平成22年度予算額:5,536百万円])</p> <p>・70歳まで働ける企業」推進プロジェクト</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:182百万円[平成22年度予算額:319百万円])</p> <p>・高齢者等雇用基盤整備事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:890百万円[平成22年度予算額:1,079百万円])</p> <p>・中高年齢者トライアル雇用事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:521百万円[平成22年度予算額:316百万円])</p> <p>・シルバー人材センター事業</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:10,948百万円[平成22年度予算額:11,501百万円])</p> <p>・自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金)</p> <p>(平成23年度予算概算要求額:540百万円[平成22年度予算額:574百万円])</p> <p>このように、障害者の雇用情勢の一定の改善はみられるものの、中小企業の実雇用率が低い水準であり、又、雇用手の達成企業割合も全体で43.5%であること、引き続き厳しい状況であることから、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める重要性は以前にも増して高いものであると考えられる。</p>	見直し・減額	-

また、近年、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加しており、それらの障害特性が様々であることから、その雇用管理に困難であり、一人ひとりの特性に応じたきこまやかな支援を行う必要がある。

さらに、障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されること及び短時間労働者が障害者雇用率制度の対象となる等を内容とした「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第10号）」を平成21年4月から段階的に施行されており、企業に対する雇用率達成指導を強化する等障害者の雇用機会の確保を図る必要がある。

(2) 若年者の雇用の安定・促進

若年者の雇用情勢については、失業率については、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、平成22年3月末卒業の高校生の就職内定率は93.9%（平成22年3月末現在）と前年同期に比べ1.7ポイント低下し、平成22年3月末卒業の大学生の就職率は91.8%（平成22年4月1日現在）と前年同期に比べ3.9ポイント低下している。

また、フリーターの数については、平成21年度は21万人とピークに5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加している。以上を現状を踏まれば、将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

高齢者、障害者、ホームレス、母子家庭等の円滑な就職困難者については、例えば、高齢者（60歳以上65歳未満）の平成20年度平均の完全失業率（総務省統計局）による）が4.3%（平成20年度）であったが、平成21年度は5.9%と増加している（厚生労働省労働力調査）（厚生労働省労働力調査）（平成21年度）は5.9%と増加している。また、障害者（障害者雇用促進法）による完全失業率も平成20年度は4.9%であったが、平成21年度は5.9%と増加している。また、福祉行政取組例（厚生労働省統計情報部）によると、近年、生活保護受給者は大幅に増加傾向にある。以上を現状を踏まれば、将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いものであると考えられる。

また、児童扶養手当受給者（母子家庭）についても増加傾向（約62万人（平成21年）、約102万人（平成21年））にある。

平成22年3月末実施のホームレスの調査によると、全国でホームレスが確認され、全国でのホームレスの数は、13,124人となっている。また、19年1月実施の調査によるとホームレスとなった主な理由として、「仕事が減った」が91.4%、次いで「収入・失業」が26.6%と仕事関係が多を占めており、ホームレスとなる原因は、現下の厳しい経済情勢であると考えられる。

ホームレスの高齢化、路上生活の長期化、就労自立の意欲の低下が指摘されているところであるが、今後の生活については、「きちんと就職して働きたい」が35.9%となっており、就業機会の確保を望む者が多数いることが確認されている。

平成20年秋以降の就職の中で、解雇や雇止め等の離職に伴ってそれまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされる等により、住居を喪失する離職者が依然として発生している。これらの者は、ひとたび住居を喪失すると、就職活動が困難となり、安定就労への再就職が困難となることから、その再就職を支援するためには、迅速に住居の確保を図ることが必要である。以上の現状を踏まれば、これらの就職困難者等に対する就職支援の必要性は高いと考えられる。

外国人の雇用対策については、東京、愛知及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置して対応し、来所する新規求職件数はH19:5,957人、H20:6,880人、H21:6,452人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ））となっている。来日する留学生が増加する中で、留学生を中心とした専門的・技術的分野の外国人に対する支援の必要性は高いと考えられる。

外国人重点支援地域の公共職業安定所9所（群馬岡田所、長野岡田所、岐阜岡田所、愛知県所、静岡県所、京都府所、愛知県豊橋所、豊田所、刈谷所、三重四日市所）に求所する外国人の新規求職件数はH19:4,789人、H20:24,585人、H21:19,265人（業務取扱状況報告（職業安定局調べ））となっている。平成21年度においてもワーキングホリデーの約4倍に推移しており、引き続き日本人労働者に対する就職支援を実施する必要性は高いと言える。

深刻な経済危機の中で、製造業を中心とした雇用調整により離職を余儀なくされた非正規労働者等については、失業期間が長期化することが懸念される。このため、非正規労働者など、十分な技能及び経験を有さない求職者に対する再就職支援を強化する必要がある。実習型雇用等を通じて正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援の強化を図っている。

(有効性)

(1) 指標1について（高齢者等の雇用の安定・促進関連）

高齢者等職業安定対策基本方針（平成21年厚生労働省告示第252号）に基づき、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合を平成22年度末までに50%とすることを目標としたことを踏まえ、平成21年度においてはその割合を48%とすることを目標し、取組を実施した。実績としては平成22年度高齢者雇用状況報告により把握するが、平成21年度の同報告では、希望者全員が65歳まで働ける企業の割合が44.8%と前年は6.6ポイント増加しており、平成22年度の同報告においてもさらなる増加が見込まれるため、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。

(2) 指標2について（障害者の雇用の安定・促進関連）

平成21年度のローワークにおける就職率は、現下の厳しい雇用情勢により前年度比0.3%ポイント減の16.8%でした。しかしながら一方で、ハローワークにおける就職件数は過去5番目に高い45,257件であり、特に、平成21年度の下半期においては、厳しかった上半期と比べ、大幅に持ち直しています。またトライアル雇用事業を始めとした他の個別目標は達成していることから（5(2)参照）、トライアル雇用事業等を活用した障害者に対するきめ細やかな職業相談・職業紹介が効果的に実施されたものと考えられる。

(3) 指標3について（若年者の雇用の安定・促進関連）

平成21年のフリーター数については、6年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっている。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっている。平成21年度においては、ハローワークにおける職業紹介により約25.6万人が正規雇用を実現したところであり、設定目標の22.7万人を上回る結果となった。これは、一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介等による支援が、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していることと評価できる。

(4) 指標4について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金においては、平成21年度には当該助成金の対象者の事業主都合離職割合（1.9%）が同時期における対象ではない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合（3.5%）以下となっている。施策目標を上回る効果を出している。このように、就職困難者等の事業主都合による離職率が低く抑えられていることで、就職困難者等の雇用の安定等を図ることに寄与していると考えられる。

(効率的性)

(1) 指標1について（高齢者等の雇用の安定・促進関連）

改正高齢者法により、事業主に対して、65歳までの雇用確保措置の実施が義務づけられたところですが、その具体的な実施については、労使間合意に基づく事業主の自主的な取組が基本となっている。これを推進していくために、各都道府県の労働局及び公共職業安定所による雇用確保措置の実施状況及び企業規模に応じたきめ細やかな指導のほか、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザー等による技術的な相談・援助や定年引上げ等奨励金の活用による事業主への助成措置を行うにより、事業主の負担を軽減しつつ、自主的な取組を促すことで効率的な事業を行っている。

(2) 指標2について（障害者の雇用の安定・促進関連）

トライアル雇用事業においては、前年度と比べ開始者数及び常用雇用移行率が上昇しているにもかかわらず、決算期には前年度を下回っており、障害者就業・生活センター事業でも前年度と比べ就職件数が伸びているものの、1件あたりの費用は低下している所であり、効率的な事業の実施となっている。

また、障害者の福祉から雇入れを進めるため、これまで雇用・福祉・教育等の関係機関が就労支援に関して連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を一体的に行うチーム支援を実施しており、効率的に取り組みることができたものと評価できる。

(3) 指標3について（若年者の雇用の安定・促進関連）

フリーターをはじめとする若年者の雇用の安定を促進するためには、①早期段階から職業理解を促進し、学校から職業への円滑な移行を図ると、②フリーター一人ひとりの抱える課題に応じて必要な支援を行い、正規雇用化を図ることが不可欠だが、①については、学校の定時進学による就労困難者等に対する就職支援、②については、フリーター等取組就職支援事業や若年者トライアル雇用事業など、ハローワークにおいて、フリーターをはじめとする若年者の様々なニーズに応じ、各種就職支援施策を組み合わせて提供できるなど、効率的に取り組みることができたものと評価できる。

(4) 指標4について（就職困難者等の円滑な就職支援関連）

特定求職者雇用開発助成金は、就職困難者の雇入れにつき、その困難さ合いに応じて助成率を変更することとしている。そのため必要に応じた負担のみで、指標においては目標を大きく上回る実績を達成することを実現しており、効率的であると言える。

(総合的な評価) (1) 高齢者等の雇用の安定・促進

当該施策目標に係る指標（希望者全員が65歳まで働ける企業の割合）は、平成22年度末までに50%とすることを目標とし、平成25年3月までにさらなる普及に努めることとされている。これらの施策については、当該目標達成に向けて、有効・効率的に取り組んでいるところであり、高齢者雇用の安定・促進のために、今後も引き続き継続していく必要がある。

(2) 障害者の雇用の安定・促進

平成21年6月1日現在の民間企業の実雇用率が1.83%となっており、法定雇用率の1.8%を下回っているものの、厳しい雇用情勢の中でも、障害者雇用は進展が見られる。（平成21年障害者雇用状況報告）による法定雇用率の1.8%を下回っているものの、引き続き、法定雇用率の達成に向け、事業主指導を徹底して実施する必要があるが、その際、実雇用率が企業に比べて低い水準にある中小企業に対する雇用率達成指導の充実強化を図るとともに、未達成企業を対象とした集団指導を行うなどの取組を着実に実施する必要がある。

また、精神障害者や発達障害者などの新規求職申込件数が増加していることから、それらの障害特性に応じたきめ細やかな支援の充実を図る必要がある。特に精神障害者については、その新規求職申込件数の増加などを背景として、平成22年度に精神障害者雇用安定助成金を創設した。これにより、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場作りを行った事業主に対して、支援を行っている。今後とも引き続き、障害者の雇用の安定・促進に向け、取り組んでいく必要がある。

(3) 若年者の雇用の安定・促進

雇用失業情勢の悪化に伴い、若年者の就職環境が厳しくなり安定した雇用の確保が懸念される状況を踏まえ、平成22年度においては、フリーター等が安定した職業に就くことを目的とした「フリーター等正規雇用化プラン」の推進などにより、若年者の一層の雇用の安定・促進に向けた取り組みを進める必要がある。

(4) 就職困難者等の円滑な就職支援

特定求職者雇用開発助成金については、当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下とすることを施策目標に係る指標としており、上記のとおり当該目標を達成したこと、有効性及び効率性の観点から就職困難者の円滑な再就職を図る上で良好に機能している。

しかしながら、昨今の雇用失業情勢の悪化に伴い、中小企業事業主における就職困難者等の新規雇用の意欲の低下が懸念されたため、平成21年度には、中小企業事業主の就職困難者の新規雇用に係る助成金の支給額を増やし、就職困難者等の新規雇用の雇用機会の増大に係る支援の拡充を図ったところであり、今後においても引き続き就職困難者の雇用機会の増大に向けた取り組みを行う必要がある。

〔平成23年度予算概算要求額: 543百万円〔平成22年度予算額: 505百万円〕〕

- ・雇用と福祉の連携による地域に就労支援の実施
- 〔平成23年度予算概算要求額: 4,267百万円〔平成22年度予算額: 3,820百万円〕〕
- ・障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）
- 〔平成23年度予算概算要求額: 864百万円〔平成22年度予算額: 994百万円〕〕
- ・精神障害者の総合的な雇用支援の実施
- 〔平成23年度予算概算要求額: 1,100百万円〔平成22年度予算額: 777百万円〕〕
- ・特定求職者雇用開発助成金
- 〔平成23年度予算概算要求額: 38,511百万円〔平成22年度予算額: 37,990百万円〕〕

・ホームレス等就業支援事業

〔平成23年度予算概算要求額: 440百万円〔平成22年度予算額: 442百万円〕〕

- ・日本人就職促進プログラム事業
- 〔平成23年度予算概算要求額: 91百万円〔平成22年度予算額: 149百万円〕〕
- ・留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職支援
- 〔平成23年度予算概算要求額: 223百万円〔平成22年度予算額: 216百万円〕〕
- ・高校卒卒等に対する就職支援
- 〔平成23年度予算概算要求額: -〔平成22年度予算額: 2,681百万円〕〕
- ※ 平成23年度予算概算要求においては、「中高生に対する就職支援」
- 〔4,039百万円、P. 22年8月時点〕として整理・統合
- ・ハローワークにおけるフリーター等正規雇用化支援
- 〔平成23年度予算概算要求額: 1,732百万円、P. 22年8月時点〕〔平成22年度予算額: 1,240百万円〕〕
- ・若年者試行雇用奨励金（トライアル雇用事業）
- 〔平成23年度予算概算要求額: -〔平成22年度予算額: 3,679百万円〕〕

※ 平成23年度予算概算要求においては、「トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進」〔22,307百万円、P. 22年8月時点〕として整理・統合

- ・若年者等正規雇用奨励金
- 〔平成23年度予算概算要求額: -〔平成22年度予算額: 17,533百万円〕〕
- ※ 平成23年度予算概算要求においては、「トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進」〔22,307百万円、P. 22年8月時点〕として整理・統合

(除注)

- ・生活保護受給者等就労支援事業〔平成22年度予算額: 1,500百万円〕
- ・就職安定資金融資事業〔平成22年度予算額: 16,040百万円〕

#	<p>Ⅳ-4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること</p>	<p>(施策の概要) 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。</p> <p>(必要性) 雇用保険制度は特に厳しい経済状況下で大きな役割を果たすべき雇用のセーフティネットであり、セーフティネット機能を強化しつつ、安定的な財政運営を確保する必要がある。</p> <p>(有効性) 平成21年度は厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を重点に、平成21年度雇用保険法改正により、以下の見直しを行った。 ①非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大 ②雇止めの場合の要件の緩和 ③求職活動の支援が必要な労働者に対する給付日数を60日分延長する個別延長給付の創設 ④失業等給付に係る雇用保険料率を平成21年度限り、0.4%引き下げ(1.2%→0.8%) また、失業等給付に係る収支状況については、雇用失業情勢の悪化により、平成21年度には約0.8兆円の単年度赤字が生じることが見込まれ、平成22年度以降も引き続き単年度赤字が見込まれていた。そのため、雇用保険財政の安定的運営を確保するため、平成22年度雇用保険法改正(補正予算関連)により、第二次補正予算において、失業等給付に係る国庫負担として、3,500億円の一掃財源を追加投入した。 これにより、当面の雇用保険制度の安定的運営が確保され、必要な給付に支障を来すことはなかった。 加えて、厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図るため、雇用保険の適用範囲の拡大等内容とした平成22年度雇用保険法改正(当初予算関連)が平成22年3月31日に成立した(一部を除き、同年4月1日施行)。 これにより、セーフティネット機能の更なる強化が図られた。</p> <p>(効率的性) 雇用保険制度については、労働政策審議会において、費用負担者である、労働者・使用者の意見も伺いながら、効率的・効果的な制度設計ができるよう努めている。 また、平成22年度からは、適用範囲の拡大に伴い、被保険者資格取得に係る後付書類を提出不要とするなど、事業主の負担軽減を通じた効率的な業務運営を図っている。</p> <p>(総合的な評価) 雇用失業情勢の悪化を受け、平成21年度の受給者実人員(年度月平均)は971千人と前年度より62.5%増加しており、基本手当給付額も前年度より増加する見込みである。そのような状況も踏まえ、現在暫定的に引き下げられている失業等給付に係る国庫負担について、平成23年度以降については、安定した財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に限りまず平成22年度改正雇用保険法に盛り込まれており、本則復帰に取り組んでいくこととしている。 加えて、平成22年度雇用保険法改正(当初予算関連)において、 ①非正規労働者の適用基準を緩和し、適用範囲を拡大 ②雇用保険に未加入とされた者に対する適応期間の改善等のセーフティネット機能等の強化を図ったところであり、今後はこれらの制度を適正に運営していくため、周知を含めた円滑な施行に取り組んでいくこととしている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、雇用のセーフティネットとして財政の安定を図るよう、制度の着実な運営に努めるとともに、法令等に基づきその適正な給付に努めるため、引き続き所用の予算を要求することとした。 (継続) ・失業等給付費 (平成23年度予算概算要求額:2,253,606百万円[平成22年度予算額:2,478,017百万円])</p>	見直し・減額	○
#	<p>Ⅴ-2-1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること</p>	<p>(施策の概要) 人口減少下においても、経済の発展を将来にわたって持続可能なものとしていくため、若者をはじめとする人材の育成を進め、一人ひとりの能力を高め我が国の産業を支える人材の質を向上させる。</p> <p>(必要性) 現下の雇用失業情勢が依然として厳しい中、フリーターの数は、6年ぶりに増加(平成21年178万人)し、いわゆる「ニート」の数は、依然として高水準で推移(平成21年63万人)している。このため、平成22年6月18日に閣議決定された(新成長戦略)において、平成22年までの目標として、「若者フリーター数124万人」、「地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者10万人」が掲げられており、フリーター等への実践的な職業訓練の実施や地域若者サポートステーション等によるニート等の若者の職業的自立支援を通じて、若者の働く意欲を引き出し、その能力の向上を図り、就業に結びつけるための施策の推進が求められている。</p> <p>(有効性) 平成21年度における委託訓練活用型デュアルシステムの実施率は70.5%(暫定値)であり、目標達成率が108.5%と高水準となっている。 一若年者等が就職の実現に必要な実践的な能力を習得するために本施策を実施することは、引き続き有効と考えられる。</p> <p>(効率的性) 民間職業訓練機関における座学と企業実習を組み合わせた委託訓練活用型デュアルシステムは、民間活力を活用した訓練であり、実施方法として効率的であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 雇用失業情勢の悪化の影響を受けながらも、委託訓練活用型デュアルシステムの就職率は目標を達成する見込みとなっている。今後も厳しい雇用情勢が続くことが見込まれるが、その中においても、各事業の拡充・強化を図り、若者の職業キャリア支援の一層の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き所用の予算を要求することとした。 ※「ジョブカード制度を活用した雇用型訓練の導入推進事業の実施」は、平成22年度で廃止とした。 (継続) ・職業能力形成機会に恵まらなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施 (平成23年度予算概算要求額:784百万円[平成22年度予算額:9,738百万円]) ・地域若者サポートステーション事業 (平成23年度予算概算要求額:1,952百万円[平成22年度予算額:1,851百万円])</p>	見直し・減額	-
#	<p>Ⅴ-2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること</p>	<p>(施策の概要) ①障害者への支援を図ること 障害者の雇用促進を図ることを目的として障害者の身体的又は精神的な事情等に配慮した職業訓練等の事業を実施している。 ②母子家庭の母等への支援を図ること 「自立支援プログラム」に基づき就労支援を行う児童扶養手当受給者及び生活保護受給者に対し、民間教育訓練機関等を活用し、就業に就くための準備段階としての講習(ビジネス・マナー講習等)を実施した後、引き続き、実際の就業に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施している。</p> <p>(必要性) 働くことを希望する障害者が、その能力を最大限に発揮でき、またそうした障害者の就労を通じた社会参加を実現、職業の自立を促進するため、障害者への身体的又は精神的な事情等に配慮した職業訓練を実施する必要がある。 「自立支援プログラム」に基づき福祉事務所を通じて職業訓練の受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の職業的自立を促進するため、これらの者の特性に配慮した職業訓練を実施する必要がある。</p> <p>(有効性) 平成21年度の就職率は、ハローワークにおける障害者の就職率(36.0%)を上回ったものの、厳しい雇用失業情勢の影響により前年度実績を下回っており、特に精神障害者等の「職業訓練上特別な支援が必要な障害者」はその影響が大きく、個々の障害に応じた職業訓練を実施する必要がある。 障害者職業能力開発校における職業訓練は、障害者の労働市場への参入を促進する上で、引き続き有効な役割を果たしていることと評価できるが、障害者の状況に応じたより専門的な職業訓練を実施する必要がある。</p> <p>(効率的性) 定員合理化計画に基づき、管理職員の人員削減を進めている。 また、職業訓練ニーズの低下した訓練科目を廃止するとともに、障害状況等に応じた訓練科目の整備を行い、職業訓練機会の拡大や訓練内容の拡充を図っているところである。</p> <p>(総合的な評価) 障害者職業訓練の修了者の就職率については、厳しい雇用失業情勢の影響を受け、目標を下回る結果となったが、障害者等の労働市場への参入を促進するとともに、就職を希望する障害者の身近な地域において、障害の態様や企業ニーズに対応した多様な職業訓練機会を提供することは、福祉から自立に向けた職業キャリアを形成する上で効果的な支援策となっている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き所用の予算を要求することとした。 (継続) ・一般の職業能力開発校を活用した障害者に対する職業訓練 (平成23年度予算概算要求額:73百万円[平成22年度予算額:141百万円]) ・障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 (平成23年度予算概算要求額:1,845百万円[平成22年度予算額:1,824百万円]) ・就職促進訓練費 (平成23年度予算概算要求額:1,828百万円[平成22年度予算額:1,828百万円]) ・障害者職業能力開発校運営委託費 (平成23年度予算概算要求額:2,738百万円[平成22年度予算額:2,720百万円]) ・地域における障害者職業能力開発促進事業の実施 (平成23年度予算概算要求額:133百万円[平成22年度予算額:191百万円]) ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業の実施 (平成23年度予算概算要求額:428百万円[平成22年度予算額:455百万円])</p>	見直し・増額	-
#	<p>Ⅵ-1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>	<p>(施策の概要) 男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。</p> <p>(必要性) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保については、昭和61年男女雇用機会均等法(以下「均等法」といいます。))が施行され、2度の改正を経て、法制度の整備は大きく進展している。しかし、依然として以下のような現状がみられるため、実質的な均等確保に向けて、引き続き取組が必要である。 (1)女性労働者の就業実態 ・管理職に占める女性の割合は年々上昇しているが、先進諸国と比較すると、依然低い割合となっている。 ・女性労働者の勤続年数は長期的には伸長しているものの、一般労働者の平均勤続年数は男性に比べまだ短くなっている。 (2)ポジティブアクションの取組状況 ・企業規模5,000人以上企業におけるポジティブアクションの取組企業割合は、平成18年度は66.5%、平成21年度は76.2%と、その割合は高くなっている。しかし全体としては、中小企業への広がりが十分でないことなどにより、30.2%(平成18年度 20.7%)に留まっている。 (3)雇用均等室における均等法に関する相談等 ・都道府県労働局雇用均等室に寄せられる均等法に関する相談は平成21年度で23,301件となっており、個別事案の解決に向けて、紛争解決援助制度を利用するケースも増加している。 ・都道府県労働局長による均等法に基づく差正指導については、近年事案が複雑・困難化しており、特に、性別を理由とした差別的取扱については外見上、直ちには法違反か否かの判断が難しい。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額13,930百万円[平成22年度予算額14,013百万円]</p>	見直し・減額	-

	<p>ケースが見られる。</p> <p>○子育てや介護等をしながら安心して働き続けられることができるためには、育児休業制度や介護休業制度、短時間勤務制度などが企業においてしっかりと整備されていることが重要である。</p> <p>育児休業制度の規定率は平成17年度36.1%が平成21年度には39.4%、介護休業制度の規定率は平成17年度31.4%が平成20年度には35.5%、法定以上の措置である小学校就学の始期に達するまでの以上の勤務時間短縮等の措置が規定されている事業所の割合も平成17年度の16.3%が平成21年度には31.1%と、両立支援制度が規定整備されている企業の割合は着実に増加している。</p> <p>○育児休業取得率については、女性が平成17年度に72.3%が平成21年度には85.6%と高水準になったところであるが、一方で、第一子出産前後の継続就業率は38%にとどまっていることから、平成19年12月に政労使で取りまとめられた「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、女性の継続就業率が社会全体の目標（平成24年：45%、平成29年：55%）として設定され、平成22年1月に閣議決定された「子ども子育てビジョン」にも参考指標として設定されたことも踏まえ、本評価書においても当該指標を目標として掲げている。</p> <p>○男性の育児休業取得率については、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇している。しかしながら、依然として低い水準にとどまっており、こうした状況を踏まえ、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するとともに女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、男性の育児休業の取得促進策が必要となっている。</p> <p>○平成21年6月に、3歳に満たない子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の義務化や男性の育児休業の取得促進等を内容とする改正育児・介護休業法が成立し、一部を除き平成22年6月30日に施行された。改正法の円滑な施行のため、通知・指導を徹底する必要がある。</p> <p>○急速な少子高齢化による労働力人口の減少に対応するためにも、働き方の見直しを含めた対策が求められている。</p> <p>企業が従業員のために、働き方の見直しを含めた次世代育成支援策を行うことを促進するため、次世代育成支援推進法に基づく行動計画策定・実施を着実に進める必要がある。</p> <p>○「労働力調査」(総務省)によると、近年、パートタイム労働者は増加し、平成21年には、431万人と、雇用者総数の約26.9%にも達しており、従来のような補助的な業務ではなく、役割に即くなど職場において革新的役割を果たす者も増加している。一方で、パートタイム労働者の待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない状況も見受けられ、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。</p> <p>このようなかで、正社員との均等待遇の確保、正社員転換の推進等内容をとする改正パートタイム労働法が平成20年4月1日より施行されているところであり、同法に基づく行政指導等の実施や専門家による事業主への相談・支援、さらに雇用管理の改善等に取り組み内容をとする改正労働法を支援する等の支援を通じ、同法の有効性を確保していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保とともに、ポジティブアクション(男女労働者間に生じている事業上の格差を解消するための企業の積極的な取組)を推進しているところであり、これによりパートタイムは緩やかであるものの、役員者に占める女性の割合が毎年上昇しており、取組は有効であったと評価できる。</p> <p>育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、引き続きこうした取り組みを推進していく必要がある。</p> <p>平成24年に「80%以上」という目標は既に達成された。なお、平成21年度前年度より低下しているが、景気の低迷を背景として、育児休業を取らずに復帰した女性労働者が増えたことが一因ではないかと考えられる。一方、男性は、平成17年度0.50%が平成21年度には1.72%に上昇する等の効果が見られ、取組は有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備することについて、男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、均等法の履行確保のため、都道府県労働局では、法違反の悪質な高い率に、地域に重点を置いて事業場を重点とすると、計画的な事業訪問を行っている。また、ポジティブアクションの普及促進のため、広く社会一般に対して周知啓蒙を行うだけでなく、各事業所において選任された機会均等推進責任者に対する情報提供やセミナーの開催等、ポジティブアクションに取り組み意欲のある企業への集中的な周知啓蒙を行っている。この結果、役員者に占める女性の割合がここ数年増加しており、施策の効果を上げていることから、取組は効率的である。</p> <p>育児・介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備に向けて、都道府県労働局では行政指導や助成金の支給等の事業を実施しているところであり、特に、事業所訪問の際には、あらかじめ訪問計画を立て計画的に事業所訪問を行うとともに、あわせて、助成金の説明を行うことで両立支援に取組む事業主にインセンティブを与えるなど、効率的な行政運営に努めている。さらに、男性に対する意識啓蒙等、社会の気運を醸成するための事業等は民間企業に委託し、そのノウハウを活用することにより、効率的な事業展開を図ることができた。この結果、ここ数年間は育児休業取得率が向上するなど施策の効果を上げていることから、取組は効率的である。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>1 今後とも、法違反が疑われる事業主に対する迅速かつ確かな行政指導を行い、均等法の履行確保を徹底するとともに、企業の実態に応じた取組支援により、ポジティブ・アクションの一層の推進を図ることが必要である。</p> <p>2 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備することは引き続き重要な課題であり、引き続きこうした取り組みを推進していく必要がある。</p> <p>3 パートタイム労働者の公正な待遇を確保することはますます重要な課題となっており、引き続きこうした取組を推進していく必要がある。</p>	<p>○予算要求評価結果を踏まえ、引き続き現在の取組を推進するための経費を要求している。</p> <p>(継続)</p> <p>・母子家庭等就業・自立支援センター事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p> <p>・母子自立支援プログラム策定等事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p> <p>・自立支援教育訓練給付金事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p> <p>・高等技能訓練促進費等事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p>	見直し・増額	-
<p>Ⅶ - 6 - 1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること</p>	<p>(施策の概要)</p> <p>母子家庭の母等の自立促進、生活の安定、就業促進を図るため、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進する。</p> <p>(必要性)</p> <p>母子世帯数は約120万世帯と推計され(平成17年度調査及び平成18年度全国母子世帯等調査)、母子家庭の平均年収は213万円(平成18年度全国母子世帯等調査)であり、低い水準となっているほか、母子家庭の約85%が就労しているが、臨時・パートで働いている者が4.6%となっており、引き続き、就業・自立に向けた総合的な支援を実施することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>1 母子家庭等就業・自立支援センター事業(母子家庭等対策総合支援事業)</p> <p>母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供している。実施主体数や就業者数が着実に伸びていることを踏まえ、母子家庭の母等の就業支援等にとっては、有効な手段であると評価できる。</p> <p>2 母子自立支援プログラム策定等事業(母子家庭等対策総合支援事業)</p> <p>福祉事務所等において、母子家庭の母の実態に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつ、きめ細かな就業支援等を行う。自立支援計画策定件数や就業者数の増加を踏まえ、母子家庭の母の就業支援については、有効な手段であると評価できる。</p> <p>3 自立支援教育訓練給付金事業(母子家庭等対策総合支援事業)</p> <p>都道府県等が指定し、教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、受講料の一部を支給している。全ての都道府県市等での実施に向けて実施面数が増加しており、母子家庭の就業支援にとしては、有効な手段であると評価できる。</p> <p>4 高等技能訓練促進費等事業(母子家庭等対策総合支援事業)</p> <p>看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修学する場合において、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費等を支給している。高等技能訓練促進費受給者の資格取得数の増加、全ての都道府県市等での実施に向けて実施面数が増加しており、母子家庭の就業支援にとっては、有効な手段であると評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業の実施主体は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村(一部の事業については、都道府県、指定都市及び中核市)となっており、母子家庭の母に対し、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを提供している。就業実績や実施状況については着実に実施件数が増加しており、効率的に実施されているところであるが、引き続き効率的な事業実施を推進していく必要がある。</p> <p>(総合的な評価)</p> <p>各就業支援施策における就業実績については、着実に実績を伸ばしている。また、自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進費等事業については、全ての都道府県、市等での実施に向けて着実に実施面数が増加しており、目標達成に向けた進展があったものと評価できる。引き続き、母子家庭の母等の置かれた厳しい状況を踏まえた効果的な事業の推進を図っていく必要がある。</p>	<p>○予算要求評価結果を踏まえ、引き続き現在の取組を推進するための経費を要求している。</p> <p>(継続)</p> <p>・母子家庭等就業・自立支援センター事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p> <p>・母子自立支援プログラム策定等事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p> <p>・自立支援教育訓練給付金事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p> <p>・高等技能訓練促進費等事業 【平成23年度予算概算要求額(母子家庭等対策総合支援事業)：3.644百万円の内訳】</p> <p>・平成22年度予算額：3,474百万円の内訳】</p>	見直し・増額	-

#	<p>Ⅶ - 2 - 1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>	<p>(施策の概要) 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。</p> <p>(必要性) 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されており、今後これらの施策を充実していく必要がある。 少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の地球交通といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。特に、運営適正化委員会における苦情受付については、利用者保護の観点から、今後とも、高い解決率を維持しつつ実施する必要がある。また、ホームレスの自立の促進についても現下の厳しい経済情勢を踏まえ着実に取り組んでいく必要があり、今後ホームレス層の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に落ち込むという、アフターケアが必要な者には適応的訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。</p> <p>(有効性) ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成21年度中に退所した者の約70%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。</p> <p>(効率性) ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取り組みを行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービスの利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。</p> <p>(総合的な評価) ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、善業に事業が行われていると評価できる。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年倍々であり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービスの利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、地域の要援護者の福祉の向上を図るため、平成23年度予算編成要求を行った。</p> <p>(継続) ・日常生活自立支援事業 ・運営適正化委員会設置運営事業 平成23年度予算編成要求額：セーフティネット支援対策等事業補助金 20,000百万円の内訳(平成22年度予算額：24,000百万円の内訳)</p>	<p>見直し・現状維持</p>
#	<p>Ⅶ - 3 - 1 災害に際し応急的な支援を実施すること</p>	<p>(施策の概要) 災害に際し、国が地方公共団体・日本赤十字社その他の団体等の協力の下に、災害救助法第23条に定められた避難所の設置や食品の給与など、応急的に必要な救助を現物により行うことで、被災者の保護と秩序を図ることを目的とするものである。</p> <p>(必要性) 都道府県が災害救助法を適用した場合、災害救助法第36条に基づき、避難所や応急仮設住宅の設置、炊き出し等、救助に要した経費に際し、その一部を都道府県に対して補助するものであり、迅速な応急救助の実施のために必要な事業である。</p> <p>(有効性) 平成21年度に災害救助法が適用された7市町は、避難勧告発令前又は発令と同時に避難所が設置されており、各都道府県知事が災害救助法を適用を行うにあたっても適用基準に合致しているかどうか助言を行うなど行っていることから、的確な応急救助を実施していると評価できる。</p> <p>(効率性) 応急的、一時的な救助の観点から、避難所の開設期間等について適切な対応がなされるよう、都道府県に対し助言・指導を行っており、また国庫負担の対象経費については、交付決定前に救助に要した費用内容の確認を行っており、適切な応急救助を実施していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 災害救助法を適用した市町村において被災者の応急救助が適切に行われるよう、都道府県に対し必要な助言・指導を行っており、適切な応急的支援を実施している。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、災害に際し応急的な支援を実施するため、平成23年度予算編成要求を行った。</p> <p>(継続) ・災害救助費等負担金 平成23年度予算編成要求額：200百万円(平成22年度予算額：200百万円)</p>	<p>見直し・現状維持</p>
#	<p>Ⅶ - 5 - 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する忌避請求を適切に迅速すること</p>	<p>(施策の概要) 忌避請求の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事関係資料を適切に整備保管するとともに、忌避請求書の内容を審査し、忌避の裁定行である総務省人事・忌避局に迅速する。</p> <p>(必要性) ・当局において保管している旧陸海軍人事関係資料等について、経年変化による損傷が激しいため、資料の電子化により、資料の永続的保管と業務の効率化を図る必要がある。 ・忌避請求事業は、対象件数は徐々に減少しているものの、その重要性と請求者の高齢化に鑑み、早急な処理が求められていることから、迅速業務の円滑な処理を図る必要がある。 ・平成3年5月に締結した「産産資料に収録されている者に関する日本国政府とソビエト社会主義共産党連邦政府との間の協定」に基づきロシア側から提供されたソ連留中死亡者名簿等の記載内容を追跡等に情報提供するため、関係資料を整備する必要がある。</p> <p>(有効性) ・旧陸海軍の人事関係資料は、作成してから数十年を経過し、損傷が激しいものが多いため、そのデータベース化を図ることは、適切な整備保管のため有効な施策である。 ・平成21年度に入手した旧ソ連留中者登録カード約70万枚のデータベース化について、翻訳及び日本側資料との照合調査を実施し、死亡者が特定できる場合には、遺族に登録カードの記載内容をお知らせするための有効な施策である。 ・忌避の迅速については、迅速業務を受付開始から標準処理期間の1.5カ月以内に行い、かつ内容の審査を適切に行うことにより、忌避制度の円滑な運営を可能としている。</p> <p>(効率性) ・旧陸海軍人事関係資料のデータベース化により、情報が整備され、必要な名簿情報の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与している。 ・平成21年度に入手した旧ソ連留中者登録カード約70万枚についても、データベース化することにより、遺族に登録カードの記載内容をお知らせの際の検索等が迅速に行えることから、効率性の向上に寄与している。</p> <p>(総合的な評価) ・旧陸海軍に関する人事関係資料のデータベース化については、平成16年度より8年計画でデータベース化を行っている。平成21年度末現在で目標の50%が終了していることから、平成22年度及び平成23年度で残りの50%を終了すべく、目標達成に向けて取組を推進する。 ・ロシア政府関係機関より入手した約70万枚の留中者登録カードのデータベース化については、平成22年度までの2か年計画で行われており、平成21年現在目標の50%が終了している。平成22年度においても目標の達成を目指す。 また、忌避請求書を受付から1.5月以内に総務省に迅速した割合及び旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3カ月以内処理した割合については、平成21年度は100%と目標を達成した。今後も事務処理の向上や資料の整備等を図ることにより目標の確実な達成を目指すこととしている。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、引き続き旧陸海軍に関する人事資料の整備保管すること等の必要な施策を実施するための、継続して予算を要求することとした。</p> <p>(継続) ・人事関係等資料整備事業 (平成23年度概算要求額 265百万円(平成22年度予算額 304百万円)) ・忌避迅速等事務事業 (平成23年度概算要求額 51百万円(平成22年度予算額 60百万円))</p> <p>○定員要求 評価結果を踏まえ、資料分析等専門官の定員要求を行った。(定員要求2名)</p>	<p>見直し・現状維持</p>
#	<p>Ⅶ - 1 - 1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>	<p>(施策の概要) 障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。</p> <p>(必要性) ○ 我が国の障害者保健福祉政策では、ノーマラージョンの理念に基づき、従来の「施設収容型の福祉」から「地域生活の支援」へ向け、さまざまな改革を行ってきました。特に平成12年の社会福祉法改正では、「障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念を定め、その一環として平成15年には措置制度から利用契約制度(支援費制度)を導入しました。 ○ この支援費制度の導入により、利用者がサービスを選択できる仕組みとなりましたが、利用者の生活の必要性にかかわらず、長期間にわたり同じ施設を利用し続けるなど、本来のサービスが想定していた施設利用者の実態が十分に反映されず、障害者が地域で生活するために必要なサービスが不足している。また、多くの障害者が就労を希望する一方で、養護学校(現特別支援学校)の卒業生数の半数以上が福祉施設に送られるなど、就職の機会が減少している。また、就職意欲のある障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られます。 ○ こうした状況を踏まえ、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。 同法は、支援費制度における課題を解決し、障害者の地域での安心した暮らしを支援できるように、従前の制度について抜本的な改革を行ったものです。 特に、グループホーム・ケアホームなどの障害者が地域で生活するために必要な事業や、障害者が自らの能力を存分に発揮し、就労を通じ自立を支援することができるよう、一般就労への移行を支援するための事業を創設するなど新たな課題に対応するための支援を創設するとともに、サービスの地域的な柔軟な提供と、サービスの地域的な確保を図るとともに、施設に収容されている障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られます。 ○ 今回の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取組むことにより、自立の場や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定するとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとしました。 ○ 同法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取組むことにより、自立の場や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定するとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとしました。 ○ こうした中、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされています。この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところです。 ※新たな総合的な制度は遅くとも平成26年8月までに施行することとなり、それまでの間は、引き続き「障害者自立支援法」に基づき、障害者の地域での安心した暮らしを支援するための施策を講じる必要があります。</p> <p>(有効性) 施設入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身の生活に不安がある障害者のために、一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが有効です。また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要ですが、稼働収入(給与や賃金)を得ながら生活する障害者は約75%に及んでおり(※)、就労を通じた自立を支援することが有効であるといえます。 (※)平成18年度障害者施策総合調査(内閣府)</p> <p>(効率性) 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し(障害者自立支援法第88条、第89条)、その基盤整備を行っているところですが、これに際しては、地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれ地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量や事例に留意し、地域移行や部分就労などの課題に対応するため、その地域の実情を踏まえながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業等の整備を行う。 また、障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃付増5か年計画」の役割についても計画上位に移すこととし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者のきめ細かな支援ができるよう取組を行う。 など、効率的かつ計画的な方法を採用しています。</p>	<p>○予算要求 ①評価結果を踏まえ、グループホーム・ケアサービスの充実、訪問系サービスの充実、日中活動サービスの充実等を一層推進するため、介護給付・訓練等給付費に於ける予算を拡充して要求することとした。 (継続) ・介護給付・訓練等給付費 (平成23年度概算要求額645,020百万円(平成22年度予算額569,073百万円)) ②評価結果を踏まえ、既存の経営コンサルタント派遣等の事業に加え、工賃水準のさらなる引上げに資するため。 (継続) ・工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の開催 ・未着手事業所の職員に対する研修(工賃引上げのための計画作成等を連日人員育成) ・複数の施設への仕事の分配、品質管理等を一括して行う共同注意窓口組織を検討するためのモデル事業を22年度に引き続き実施することとした。 ③評価結果を踏まえ、市町村、都道府県における地域生活支援事業を推進するために、コミュニケーション支援事業、相談支援事業を含む地域生活支援事業に係る予算を要求することとした。 (継続) ・地域生活支援事業 (平成23年度概算要求額44,000百万円(平成22年度予算額44,000百万円))</p>	<p>見直し・増額</p>

<p>Ⅱ-1-3 企業年金等の健全な育成を図ること</p>	<p>(施策の概要) 企業年金等の制度改善を行うことにより、企業年金等の健全な育成を図り、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実する。</p> <p>(必要性) 少子高齢化が進化する状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えており、その改善を進め、制度の健全な育成を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 企業年金等の加入者は全体として徐々に、しかし着実に増えており、企業年金等に加えることによって、企業又は従業員自主的な努力により、老後の所得確保が図られている者が増加しているといえることから、有効であると考える。</p> <p>(効率性) 国費の負担増を伴う方法によるのではなく、企業年金等の制度改善を行うことで、事業主や従業員にとって魅力的な制度を用意し、実施・加入してもらい事業主や従業員の老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、国民の老後の所得保障の充実に資する目的を果していることから、効率的であると考える。</p> <p>(総合的な評価) 企業年金等は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあわせて高齢期における所得確保を図るための制度であり、各種の制度改善により、政策目標の測定指標である「企業年金等の加入者数」が確実に増加しており、国民の高齢期における所得確保を図る取組みとして有効に運営されていると評価できる。 平成21年度の主な取組は、以下の通り。 ①確定拠出年金制度について、掛金の拠出現額を引き上げた。 ②平成24年3月末で廃止される適格退職年金から企業年金への円滑な移行を図るため、「適格退職年金の企業年金への移行支援本部」を立ち上げ、早期移行の必要性・移行の選択等を周知するとともに、移行先である企業年金における規約変更手続きの簡素化の実施。 ③厳しい経済情勢にある企業年金の財政運営の強化増進として、積立不足が生じている場合に、法令に基づき引き上げることとされている掛金について、財政が長期的に安定するための構造改革等を盛り込んだ長期運営計画を策定すること等を条件に、当該掛金の引上げを最長2年間猶予すること等を可能とし、母体企業の経営に配慮した措置の実施。 ④確定拠出年金における加入資格年齢の引上げ、従業員拠出(マッチング拠出)を可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」(継続審議中)を第174回国会に提出。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:23百万円【平成22年度予算額26百万円】</p>	<p>見直し・減額</p> <p>—</p>
<p>Ⅱ-1-4 企業年金等の適正な運営を図ること</p>	<p>(施策の概要) 企業年金等の適正な運営を図ることで、確実な年金給付を行い、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実する。</p> <p>(必要性) 各企業年金等において、未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っている必要がある。</p> <p>(有効性) 受給権者に占める未請求者の割合については、減少しており、老後の所得確保を図るため、企業年金等に加えた方々について、より確実に年金給付が行われているといえることから、有効であると考える。</p> <p>(効率性) 国が費用を負担し、直接的に老後所得保障を行うのではなく、未請求者対策など企業年金等における適正な運営・確実な給付に向けた取組を支援することにより、国民の老後の所得保障の充実に資する目的を果していることから、効率的であると考える。</p> <p>(総合的な評価) 企業年金等は国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあわせて高齢期における所得確保を図るための制度であり、給付が確実に適切に行われることが非常に重要である。しかしながら、支給開始前前年より厚生年金基金等を脱退した方が、転居により住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方が多数存在している状況にある。各種の取組みにより政策目標の測定指標である「受給権者に占める未請求者の割合」は減少しており、確実な年金給付に向けた未請求者対策は有効に実施されていると評価できる。 各企業年金等で未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているが、厚生労働省における、平成21年度の主な取組は、以下の通りである。 ①日本年金機構が管理する住所情報の活用による裁定請求書の送付(平成20年度～) ※平成22年1月より、日本年金機構から住所情報が提供される頻度を、年2回から毎月に改善。 ※当該情報提供を活用し、平成20年度、21年度の2年間で約17万人の住所が判明。 ②厚生年金基金については、現状把握に努めるため、未請求者及び住所不明者等の実態調査を実施し、毎年公表。(平成19年度～) ③企業年金等における取組みを支援する観点から、住民基本台帳ネットワークから住所情報の提供を受けることを可能とする等の制度改善を盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」(継続審議中)を第174回国会に提出。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:1,444百万円【平成22年度予算額1,506百万円】</p>	<p>見直し・減額</p> <p>—</p>
<p>Ⅲ-1-2 二国間の国際協力推進すること</p>	<p>(施策の概要) 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○社会保障及び保健医療分野におけるASEANと日本の緊密な関係促進を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、ASEAN10カ国から社会保障と保健医療政策を担当するハイレベル政策官を招聘し、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を実施。 -本会合のテーマはASEAN諸国やASEAN事務局からの提案を受けて、ASEAN+3保健大臣会合、社会福祉大臣会合の議論などを踏まえ決定している。 -これまで、高齢化社会への対応、母子・障害者福祉、社会的弱者(女性・児童)支援をテーマとし、福祉と保健分野の連携を軸に、中央政府と地方の連携、官民の役割分担、地域活動などについて議論を行ってきた。 -ASEAN諸国からの参加者は(2003～2009年)延べ244名に上る。 【技能実習制度推進事業】 ○外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図り、研修生・技能実習生が修得した技能等を帰国後母国で活用することによって経済発展に資することを目的として、実習実施機関、技能実習生等に対する指導、援助を行うための以下の事務事業を実施。 -実習実施機関等に対する巡回指導、技能実習生に対する母国語での電話相談等を行う「技能実習制度推進事業」</p> <p>(必要性) 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○東南アジア諸国を始めとするアジア・太平洋地域の開発途上国は、1997年のアジア通貨危機を乗り越え、現下の金融・経済危機の影響も徐々に克服しつつあります。しかしながら、これまでの経済成長の成果は十分に波及しておらず、貧富の差は非常に大きく、貧困削減等に関するMDGsの達成が危ぶまれています。これらの背景より、シンガポールAPEC首脳会議宣言においても、「あまねく広がる成長(inclusive growth)」の必要性を強調しており、ピッツバーグG20サミット首脳声明においては、開発途上国における失業、疾病などのリスクから人々を保護するためのセーフティネットの不備が指摘されています。我が国としても、「東アジア共同体構想」に特差修正、貧困削減などのアジアが抱える課題に対して、社会的セーフティネットの構築など、我が国が地域の経験を活用することを盛り込んだことです。 ○とりわけASEAN諸国の産業社会の着実な発展は、少子高齢化や核家族化などといった、かつて我が国が経験した急速な人口構造・家族形態の変容をもたらしつつあります。アジアにおける先駆的取り組みとして我が国が譲ってきた社会保障政策に対して、各国からの期待は非常に高くなっています。 -一方、本事業は、2004年から開催されている、ASEAN+3(日・中・韓)保健大臣会合、社会福祉大臣会合を支える事業として位置づけられるとともに、我が国が進める「東アジア共同体」構想の具体化に資するものです。 【技能実習制度推進事業】 ○技能実習制度は開発途上国への技能移転を通じた国際協力を目的とする制度です。平成5年の制度開始以来、本制度による外国人研修生・技能実習生の数は年々増え続け、現在では約20万人の外国人研修生・技能実習生が我が国に滞在しています。 ○しかしながら、一部の受入れ企業・団体において研修生・技能実習生を事実的に低賃金労働者として扱うなど、不適正な受入れが行われていたため、規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月閣議決定)により、研修生・技能実習生に対する保護措置の整備・拡充が提言されています。 -「監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の強化、技能実習生に対する母国語電話相談、労働基準法などの法的保護に関する講習が的確に実施されるよう、各種支援等を実施する必要があります」。</p> <p>(有効性) 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○1 会合が有効だと評価され、我が国の国際的評価、信用を高めています。 -本事業は有効だと評価されており、我が国の国際的評価、信用を高めています。 【技能実習制度推進事業】 ○目標値を達成していない -金融危機に伴う景気の悪化により、実習実施機関の側面理由による技能実習生の途中帰国が平成21年に著しく増加(3,626人)したため、目標値を下回る結果となったと考えられる。 ○他方、技能実習生から技能実習目標を「十分に達成できた」と評価される割合が97%。 ○巡回指導の件数も目標値(10,500件/平成21年度)を上回っている。 -巡回指導を通じて受入れ団体・企業を指導することにより、技能実習生の技能実習目標が高い割合で達成されているものと考えられる。 -開発途上国への技能移転を図ることで、二国間の国際協力等を推進するという本事業の目的に照らし、一定の成果を挙げているものと評価できる。</p> <p>(効率性) 【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】 ○ 記述式の参加者アンケートによるテーマに関連する現場視察に対する評価が高水準かつ、一 保健医療・社会福祉分野における我が国における制度の紹介を行うだけでなく、より具体的に社会保障政策を理解することを促進するための複数の現場視察を効率的に組み込んでいる点が評価されており、効率性の高いプログラムとなっていると考える。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、政策目標達成のために必要な経費を継続して要求することとした。 (継続) *ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業 (平成23年度予算概算要求額:38百万円【平成22年度予算額:32百万円】) (継続) *技能実習制度推進事業 (平成23年度予算概算要求額:398百万円【平成22年度予算額:418百万円】)</p>	<p>見直し・減額</p> <p>—</p>

	<p>○ 一度にASEAN諸国10カ国が省庁間の視察を超えて一堂に会し、参加者が相互に積極的な影響を与えながら、保健と福祉の連携による具体的な施策展開に繋がっている点からも、一 効率性の高い事業運営となっていると言える。</p> <p>【技能実習制度推進事業】</p> <p>○巡回指導については、従来は実習実施機関を中心に行ってきた 一平成21年度より、受入れ団体に対する指導を強化(受入れ団体への巡回指導実施件数:98件(平成19年度)→1397件(平成21年))することで、1回の指導で、1団体のみならず、傘下の実習実施機関まで指導の効果が及ぶように方針を転換 一概ね2年間で全ての受入れ団体(1,807団体:21年度把握分)及び実習実施機関(23,716企業:21年度把握分)を巡回できるよう目標を設定しており、目標件数を上回っていることから、効率良く巡回指導を行っているものと評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国が保持する高度な技術を活用し、民間団体による国際協力を支援する事業を実施することや、我が国とASEAN諸国との情報・経験の共有を図ることで、効果的に国際社会に貢献することができるかと評価している。</p>			
<p>XI - 1 - 1 国立試験研究機関の適正かつ効率的な運営を確保すること</p>	<p>(施策の概要) 各国立試験研究機関において3年に1度研究課題評価を行うことにより、機関運営と研究実施推進の両面から、機関の適正かつ効果的な運営を確保することを目的とする。</p> <p>(必要性) 国立試験研究機関は、国民生活の向上のため、医薬品等の安全性、公衆衛生、社会保障・人口問題、感染症対策等について、科学的見地から研究するとともに関連情報の提供を行っているところである。このような研究開発評価のプロセスにおいては、研究重点化の方向性、社会貢献、国際協力、倫理規程の整備といった諸課題について議論されており、その結果、様々な形で機関の運営の改善が図られており、今後も適正に評価を行っていく必要がある。</p> <p>(有効性) 研究をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、適切な研究の推進を図るためには、研究開発施策の評価に当たり、評価を積極的に活用し、機関運営と研究の実施・推進の両面から、定期的な評価を行うことが有効である。また、評価の公正や透明性を確保するためには、評価の結果について、できるだけ具体的な内容を公表することが有効であり、各国立試験研究機関においては評価結果を厚生科学審議会の資料として公開するとともに、各機関におけるホームページ等により公表している。</p> <p>(効率性) 評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が多ことから、これまでは3年程度の間隔を置いて評価を行っていることは妥当と考えられる。ホームページによる公表は、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的である。</p> <p>(総合的な評価) 国立試験研究機関の研究課題評価については、手法及び頻度において適切であり、適正かつ効果的に実施されているものと評価できる。全ての研究事業において、「良好」である3点以上の評価を得ているが、点数制を採用していないが、全体的に肯定的な評価を受けているところである。このことから、国立試験研究機関で行っている研究事業は、国民の福祉の向上のため、十分な成果を上げていると考えられる。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度概算要求を行った。</p> <p>(継続) 平成23年度概算要求額:3,817百万円(平成22年度予算額:3,927百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費 (平成23年度概算要求額:989百万円(平成22年度予算額:1,011百万円)) ・国立保健医療科学の養成訓練及び試験研究に必要な経費 (平成23年度概算要求額:477百万円(平成22年度予算額:490百万円)) ・国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費 (平成23年度概算要求額:142百万円(平成22年度予算額:166百万円)) ・国立感染症研究所の試験研究に必要な経費 (平成23年度概算要求額:2,208百万円(平成22年度予算額:2,260百万円)) 	<p>見直し・現状維持</p>	<p>○</p>

※ 実績評価書については、平成21年8月28日付けで総務省へ送付している。

※ 政策評価結果の平成22年度予算概算要求等への反映内容のうち、予算に係るものについては、政策増減によらない額の増減等を含むものがある。

<成果重視事業に関する事業評価書(事後)>

概要要求への反映欄、機構・定員要求への反映欄の記号については、以下の通り。

【概要要求への反映】

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概要要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

【機構・定員要求への反映】

評価結果を踏まえ、機構・定員要求への反映を行った場合には「○」を、そうでない場合には「－」を付した。

N	政策(事業)の名称	政策評価の結果の概要	政策評価の結果の政策への反映状況
#	厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業(XII-1-1)	<p>(事業の概要) 「共通見直し方針」に基づき、府内ネットワークの集約化・共有化を実施し、府内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一するとともに、LANの運用管理業務の集中化を図るものである。 ※参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p> <p>(評価結果の概要) 中核的LANシステムの更改時(平成17年7月)に、これまで種々に調達していたインターネット回線を含めて調達を行うことにより、年間22,800千円の経費を削減し、また、中核的LANシステムの更改により、運用担当職員に係る業務処理時間を年間2,250時間削減し、最適化計画の目標値を達成した。なお、平成21年度も年間2,800千円の経費を削減したが、新たにセキュリティ対策の強化等を行う必要が生じたことから、206,805千円の経費の増加となった。今後は、最適化計画の見直しを平成25年度までを目途に行う。また、WAN回線の統合等については、「共通見直し方針」を遵守し、平成20年4月から運用を開始しており、各個別システムの段階的な接続についても計画通り進められている。今後、これらのシステム及びネットワークが更改時期を迎えるため、安定的な運用を維持するとともに、円滑な移行を着実に実施するための取り組みが重要となる。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概要要求を行った。 平成23年度予算概要要求額:278百万円
#	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)	<p>(事業の概要) 職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。 【実施施策(主なもの)】 1 利用者(国民、事業主)の利便性の向上 事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。 2 業務の処理の効率化・合理化 職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が慣習とことから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータルシステム等については、「職業安定行政関係システム(仮称)」として一体化する。 4 安全性・信頼性の確保 職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報を扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。 5 調達における透明性の確保 システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。 6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備 ITガバナンスの強化とPDCAサイクルの確立</p> <p>(評価結果の概要) 1 削減計画 平成21(2009)年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成21(2009)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請利用率 電子申請の利便性向上のため、各種届出の添付書類の簡素化等を行い、オンライン申請利用率の向上に努めたが、目標値達成には至らなかった。</p>	○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概要要求を行った。 平成23年度予算概要要求額:45,575百万円
#	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)	<p>(事業の概要) 1 労災保険給付における本省払いへの集約化 労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。 2 システムによる業務効率化 次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。 ① 労災保険特別加入に係る承認・給付業務 ② 第三者行為災害における求償業務 ③ 職災等の支給業務 ④ 各種統計の集計業務 ⑤ 認定等の支援業務 3 メインフレームのオープン化 メインフレームを廃止してオープン化(※)するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。 (※)個々の業者や独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。 4 他のシステムとの連携強化 他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用した支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。</p> <p>※参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p> <p>(評価結果の概要) 1 削減経費 平成21(2009)年度に最適化の効果が発現する削減経費については、目標値の28億円を下回ったが、年間25億円の削減を達成することができた。 2 削減業務処理時間 平成21(2009)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請特別加入に関する変更届(中小事業主及び一人親方等)の利用件数が平成20年度の679件に比べ、平成21年度は390件と約45%増加したが、その他の労災給付業務に係る手続については、利用件数、利用率とも大幅な向上にはつながらなかった。</p>	○予算要求 平成22年度をもって平成18年度に作成した最適化計画が完了する見込みであり、所期の目標(経費及び業務処理時間の削減)が達成される見込みであることと、成果重視事業としての平成23年度予算概要要求は行わなかった(労災行政情報管理システムの運用経費として所要額を要求)。 平成23年度予算概要要求額:0百万円

<p>監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)</p>	<p>(事業の概要) 1 相談業務の効率化のための対応 (1) 相談支援システムを構築する。 (2) 検査音声等に対応する機能及びホームページの画面案内(FAQの掲載等)により24時間、365日稼働するシステムを構築する。 2 労働安全衛生法に基づく免許管理業務の集中化等 免許管理業務の集中化を行い、免許証の印刷から加工までの処理を自動化する。 3 手作業業務のシステム化による業務効率化 申告処理業務、未払費立替私業務、特定機械管理等業務、安全衛生業務指導計画作成支援などの手作業業務をシステム化する。</p> <p>※参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p> <p>(評価結果の概要) 1 削減経費 最適化を実施することにより年間27億円の経費削減を達成し、目標値の年間19億円を上回ることができた。 2 削減業務処理時間 平成21(2009)年度に最適化の効果が発現する削減業務処理時間については、目標値の11,992時間(1,499人日)を下回ったが、年間11,539時間(1,442人日)の削減を達成することができた。 3 オンライン申請 前年度に比べて、概ね利用率は向上したが、事業主が必要に応じ随時行う手続が大部分を占めており、また、そのような手続のための電子証明書取得に係る費用や手間等の問題があることから、大幅な利用率の向上にはつながらなかった。</p>	<p>○予算要求 平成22年度をもって平成18年度に作成した最適化計画が完了する見込みであり、所期の目標(経費及び業務処理時間の削減)が達成される見込みであることから、成長書即事業としての平成22年度予算概算要求は行わない(労働基準行政情報システムの運用経費として所要額を要求)。 平成23年度予算概算要求額:0百万円</p>
<p>労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業(XII-1-1)</p>	<p>(事業の概要) 1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化 労働保険適用徴収手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいすれか一方所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。 2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化 都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。 3 申告書等の書類管理のシステム化 年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。 4 問い合わせ対応業務等の外部委託化 従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター(仮称)」にて、集中的かつ効率的に対応する。 5 電子申請システムの更進による事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進 府省共通業務システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov(電子政府の総合窓口)に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化(多様なオペレーティングシステムが利用可能となる)、Web化(プログラムのダウンロード等が不要となる)、仕様の公開(事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる)及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。 また、申請書の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。 6 メインフレームのオープン化 再構築によりメインフレームをオープン化(※)することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。 (※)個々の業者の独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に基づいた汎用性のあるシステムを構築すること。 ◆参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p> <p>(評価結果の概要) 削減経費及び削減業務処理時間について、平成21年度においては、最適化の効果は発現しない。 オンライン申請について、利用促進策を推進した結果、目標値の達成には至らなかったものの、利用率が前年度に比べ向上した。</p>	<p>○予算要求 評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求を行った。 平成23年度予算概算要求額:0.238百万円</p>

※ 成果重視事業に関する事業評価書については、平成21年8月28日付けで総務省へ送付している。